

保健センター事業概要

令和4年度（2022年度）版

〔令和3年度（2021年度）実績〕

令和4年（2022年）6月

吹田市健康医療部

成人保健課

母子保健課

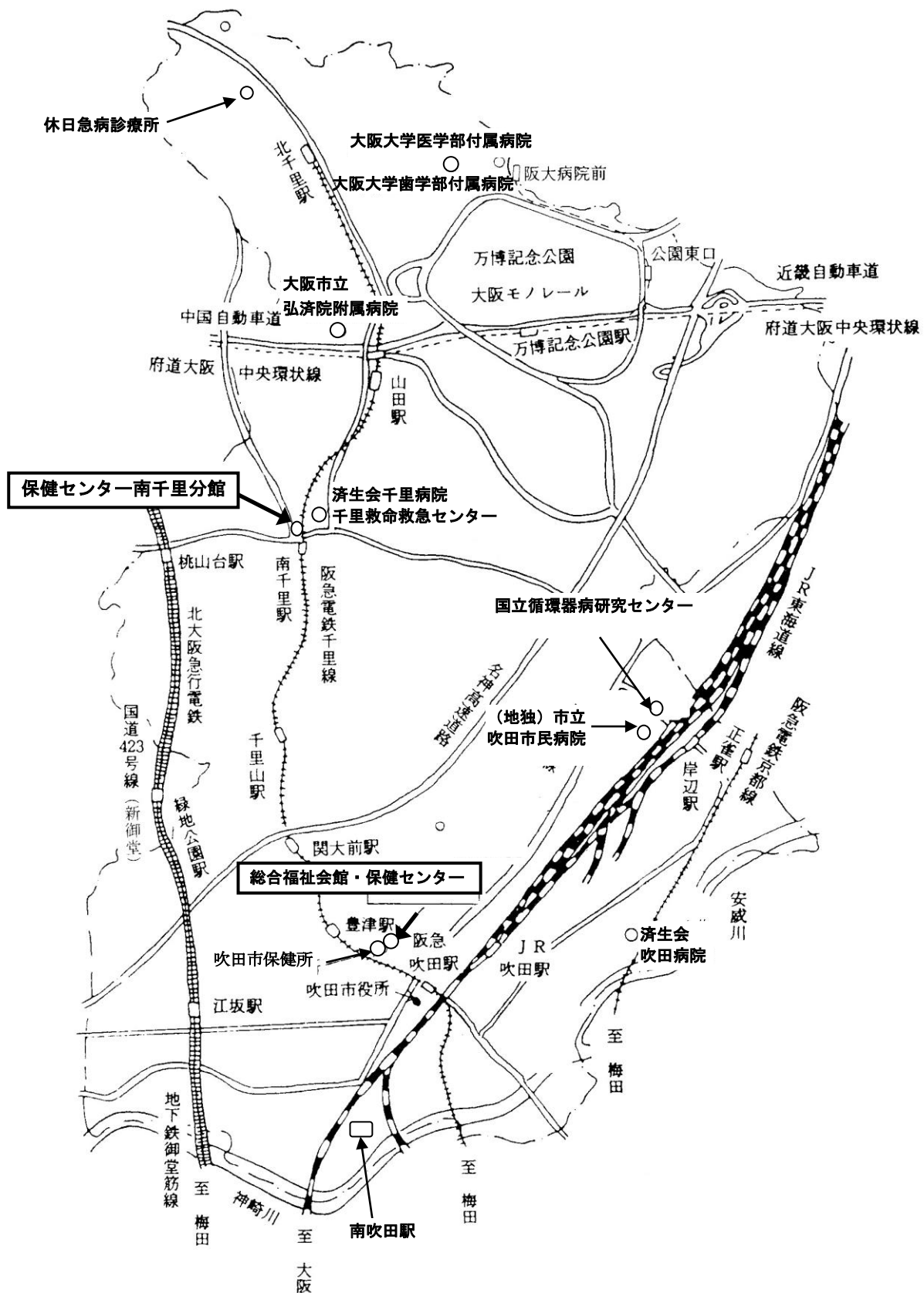
地域保健課

〈目 次〉

○市内の主な医療保健施設	1
○吹田市の人口等推移	2
○施設各階平面図・施設の概要・南千里分館平面図	3
○事業概要関係各課の事務分掌について	5
○吹田市母子保健体系図	6
○母子保健	7
1 妊娠の届出及び母子健康手帳の交付	7
2 妊婦健康診査	7
3 産婦健康診査	8
4 妊婦（両親）教室	9
5 乳幼児健康診査	11
6 訪問指導	17
7 面接・電話・文書による保健指導	20
8 未熟児専門相談	20
9 未熟児養育医療給付	21
10 子どもアレルギー専門相談	21
11 小児慢性特定疾病に係る医療費助成	21
12 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業相談支援事業	22
13 育児教室（児童部との共催事業）	23
14 離乳食講習会	24
15 赤ちゃんの歯の広場	24
16 産後ケア事業	25
17 産後家事支援事業	25
18 多胎児家庭サポート事業	26
19 プレママ・産後ママゆったりスペース	26
20 子育てサポーター養成研修	27
21 プレママ・産後ママ相談	28
22 地区母子保健活動推進事業	28
23 母子保健事業関連会議	29
24 新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業	29
○成人保健	30
1 健康診査	30
2 健康教育	44
3 健康相談	48
4 特定保健指導等	50

5	特定健診フォローアップ事業	52
6	在宅要介護者・児訪問歯科健康診査事業	54
7	口腔ケアセンター管理運営事業	54
○予防接種		55
1	予防接種事業（A類）	55
2	予防接種事業（B類）	58
3	予防接種事業（臨時：新型コロナウイルスワクチン）	59
4	予防接種の経過	60
5	風しんに関する追加的対策（風しん第5期定期予防接種）	61
6	風しん予防接種促進事業	62
7	造血幹細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種費用補助事業	63
■吹田市予防接種健康被害調査委員会規則／委員名簿		64
○健康づくり事業		66
1	すいた健康サポーター事業	66
2	たばこ対策推進事業	68
3	健康情報拠点推進事業	69
参考 吹田市「健康・医療のまちづくり」基本方針		70
○その他条例		71
■吹田市立保健センター条例／施行規則		71
■吹田市歯と口腔の健康づくり推進条例		74

市内の主な医療保健施設



吹 田 市 の 人 口 等 推 移

(単位：人・%)

区分 \ 年度	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)
1 世 帯 数 (※1)	169,598 (3,683)	171,354 (3,892)	172,872 (4,089)	175,388 (4,134)	178,424 (4,200)
2 人 口 (A) (※1)	370,210 (4,850)	371,630 (5,064)	372,429 (5,322)	375,368 (5,424)	378,356 (5,519)
3 65 歳以上人口 (B)	86,802	87,911	88,458	89,376	89,887
高 齢 化 率 (B/A)	23.4	23.7	23.8	23.8	23.8
4 75 歳以上者人口	41,600 (246)	43,202 (246)	44,785 (249)	44,785 (249)	46,280 (265)
5 寝たきり高齢者数 (※2)	1,075	2,705	2,635	2,576	2,115
6 出 生 数 (C)	3,235	3,173	3,004	3,039	3,021
出 生 率 (C/A) (※3)	8.7	8.5	8.1	8.1	8.0
7 死 亡 数 (D)	2,959	2,984	3,076	3,123	3,407
死 亡 率 (D/A) (※3)	8.0	8.0	8.3	8.3	9.0

区分 1～4：毎年 8 月末日現在（市民課調べ）

区分 5：毎年 9 月 1 日現在（高齢福祉室調べ）

区分 6～7：毎年 4 月 1 日～3 月 3 1 日（市民課調べ）

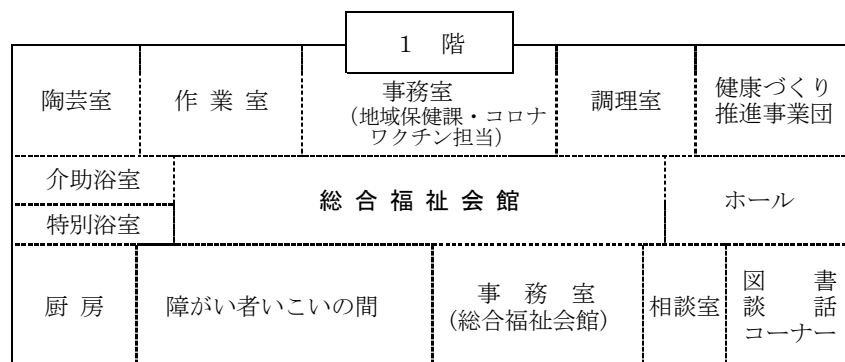
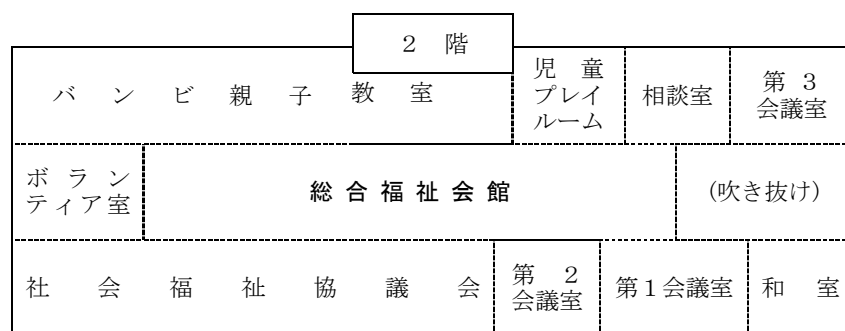
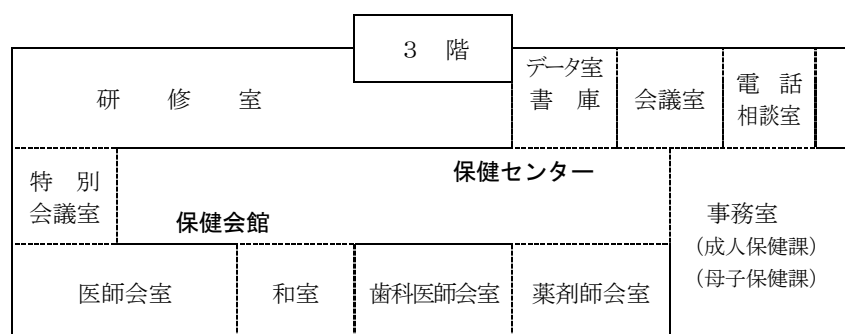
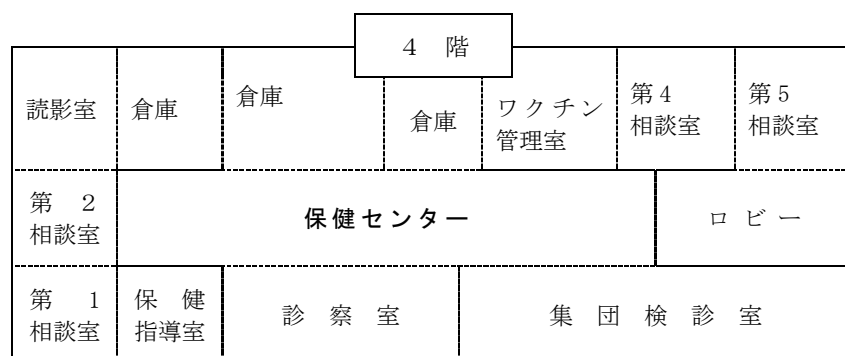
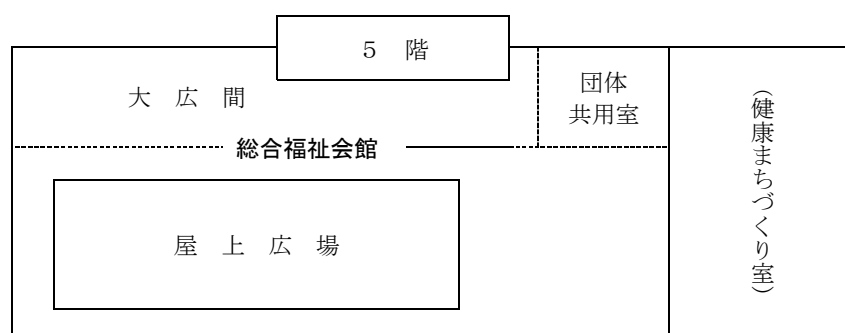
※1 人口、世帯数の（ ）は、外国人を再掲

※2 寝たきり高齢者数は 75 歳以上

（平成 29 年度までは民生委員調査、平成 30 年度は介護保険データより算出）

※3 出生率、死亡率は、人口千人対

施設各階平面図



施設の概要

建物は、鉄筋 5 階建てで
1・2・5 階には総合福祉会館が、3・4 階には保健センターが設置され、また、市内の医療関係者が研究や調査・協議を行う保健会館や福祉のまちづくりを目指す社会福祉協議会も設置されています。

このようにこの建物は、福祉と保健の複合施設として建設され、各施設が互いに連携を密にし、福祉・保健・医療が一体となったサービスの提供に努めています。

○ 敷 地 面 積 5,517.1㎡

○ 建 築 面 積 1,685.5㎡

○ 延 床 面 積 6,829.3㎡

○ 構 造

鉄筋コンクリート造

地下 1 階 地上 5 階建

○ 開 館

昭和62年(1987年)4月1日

○ 所在地など

〒564-0072

吹田市出口町19番2号

* 総合福祉会館 事務室

TEL 06-6339-1201

FAX 06-6339-1202

* 成人保健課、母子保健課、
地域保健課（コロナワクチン
担当）事務室

TEL 06-6339-1212（成人保健課）

TEL 06-6339-1214（母子保健課）

TEL 06-4798-5675（地域保健課）

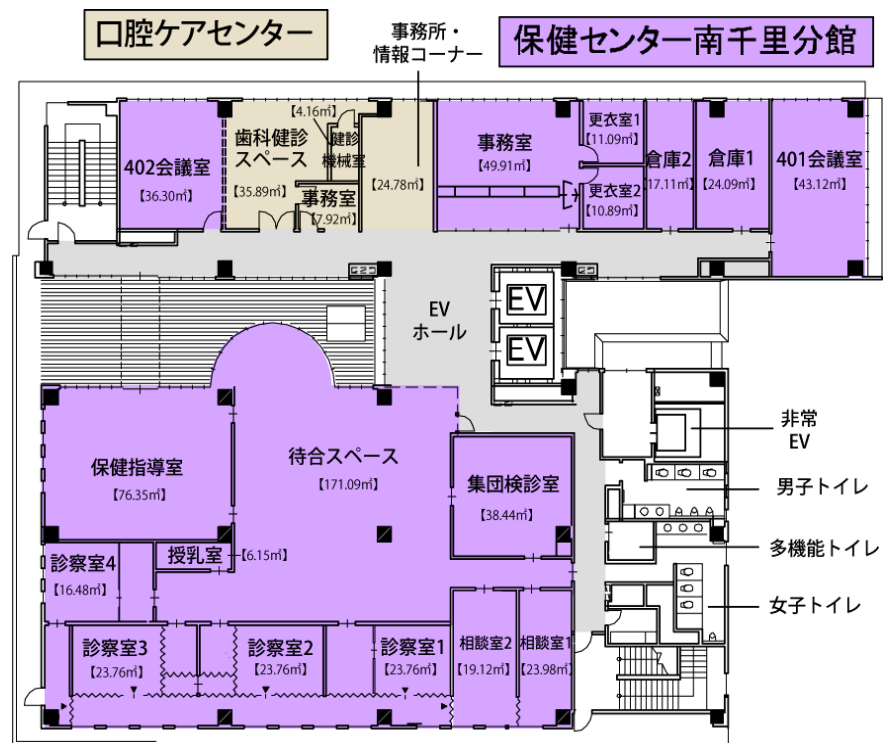
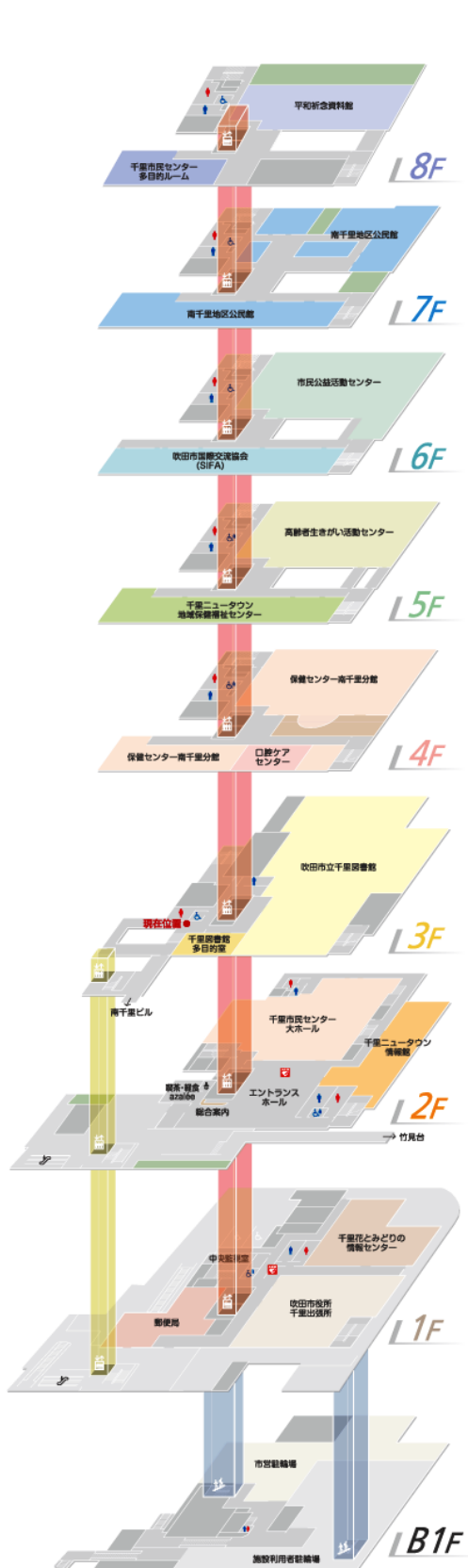
FAX 06-6339-7075（共通）

* 社会福祉協議会 事務室

TEL 06-6339-1205

FAX 06-6170-5800

保健センター南千里分館平面図（千里ニュータウンプラザ4階）



施設の概要

保健センター南千里分館は、千里出張所、千里ニュータウン地域保健福祉センター、高齢者生きがい活動センターなどが入った複合施設である千里ニュータウンプラザ4階に平成24年（2012年）9月3日に開館しました。

千里ニュータウンプラザ

- 敷地面積 2,900.66㎡
- 延床面積 13,402.35㎡
- 構造
鉄骨鉄筋コンクリート造
地下2階 地上8階建
- 開館
平成24年(2012年)9月3日
- 所在地など
〒565-0862
吹田市津雲台1丁目2番1号

* 保健センター南千里分館 事務室

TEL 06-6155-2812

FAX 06-6831-5705

* 口腔ケアセンター 事務室

TEL 06-6155-8020

FAX 06-6873-3030

事業概要関係各課の事務分掌について

令和4年（2022年）4月1日現在

成人保健課

- （1） 成人保健に関する事項（他の課等の所管するものを除く。）
- （2） 公害健康被害の補償等に関する事項（他の課等の所管するものを除く。）
- （3） 原子爆弾被爆者に対する援護等に関する事項
- （4） 公害健康被害認定審査会に関する事項
- （5） 公害診療報酬審査委員会に関する事項

母子保健課

- （1） 母子保健に関する事項
- （2） 不育症等の医療費助成に関する事項
- （3） 小児慢性特定疾病審査会に関する事項
- （4） 保健センター及び保健会館の使用許可に関する事項

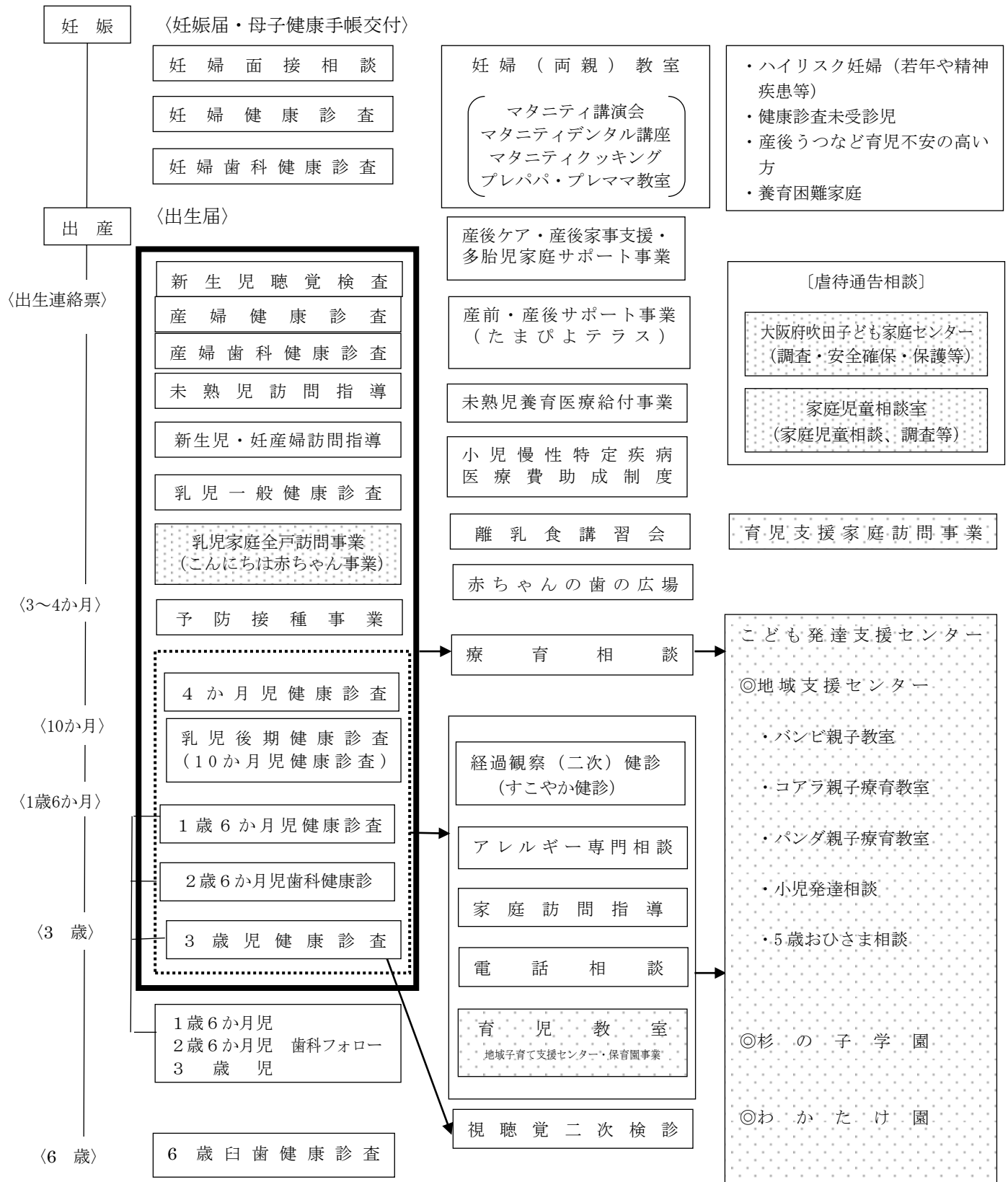
地域保健課

- （1） 感染症の対策及び予防に関する事項
- （2） 精神保健に関する事項（他の課等の所管するものを除く。）
- （3） 自殺対策に関する事項
- （4） 難病の支援に関する事項
- （5） 難病、肝炎治療及び不妊治療の医療費助成に関する事項
- （6） 感染症診査協議会に関する事項
- （7） 予防接種健康被害調査委員会に関する事項
- （8） 予防接種に関する事項

1 吹田市母子保健体系図

令和4年(2022年)4月1日現在

□ 他機関実施事業



母 子 保 健

1 妊娠の届出及び母子健康手帳の交付

1 目 的

妊娠の届出時に支援の必要な妊婦を早期に把握し、相談対応や情報提供、妊婦健康診査等の母子保健サービスの案内を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援につなげていく。また、妊娠・出産、乳幼児の健康診査、予防接種等母と子の健康と成長の記録を行うことを目的として、母子健康手帳を交付する。

2 対 象

妊婦

3 内 容

妊娠の届出により、妊婦に対して母子健康手帳を交付する。ただし、妊娠中に交付を受けていなかった場合などは出生後においても交付する。

4 実 績

(単位：件)

年 度	妊娠届出数
平成29 (2017)	3,469
平成30 (2018)	3,136
令和元 (2019)	3,194
令和2 (2020)	2,923
令和3 (2021)	3,054

*再交付者及び海外で出産し、帰国後に母子健康手帳を交付した者は除く。

平成28年度（2016年度）から、保健センター及び保健センター南千里分館に専任の保健師を配置し、妊娠・出産・子育てについての相談に応じるとともに、妊娠届出時に面接を行うことで早期に支援の必要な妊婦を把握し、きめ細やかな支援へつなぐ役割を担う。

平成29年度（2017年度）から、専任の助産師も配置し、妊娠届出時の全数面接のほかに母乳相談や産前産後に利用できるサービスの情報提供を行う。

2 妊婦健康診査

1 目 的

妊婦健康診査及び妊婦歯科健康診査を医療機関に委託して行い、母体と胎児の疾病の早期発見と健康保持を図ることを目的とする。

2 対 象

妊婦

3 内 容

妊婦健康診査は府内の協力医療機関で、最大 14 回まで公費で受診できる。里帰り等で委託医療機関以外で受診した場合は償還払いで対応している。公費の負担上限額を平成 26 年（2014 年）11 月より 62,600 円から 101,560 円に、令和 2 年(2020 年)7 月より 120,000 円に増額して実施している。

妊婦歯科健康診査は、妊娠中に 1 回、市内の協力医療機関にて全額公費負担で実施している。

4 実 績

(1) 妊婦健康診査 (B型肝炎母子感染防止事業を含む)

(単位：人・件)

区分 年度	府内協力医療機関受診者数				償還払い利用 延件数	延受診者 合計
	延受診者数	結果		B型肝炎検査		
		所見なし	所見あり	HBS抗原陽性		
平成29 (2017)	37,019	35,247	1,772	8	4,232	41,251
平成30 (2018)	35,824	34,029	1,795	2	3,700	39,524
令和元 (2019)	34,281	32,790	1,491	6	3,252	37,533
令和2 (2020)	33,424	31,965	1,459	10	3,567	36,991
令和3 (2021)	33,173	31,662	1,511	3	2,836	36,009

(2) 妊婦歯科健康診査

(単位：人・%)

年 度	区 分	対象者数	受診者数	受 診 率
平成29 (2017)		3,469	1,349	38.9
平成30 (2018)		3,136	1,308	41.7
令和元 (2019)		3,194	1,217	38.1
令和2 (2020)		2,923	1,140	39.0
令和3 (2021)		3,021	1,318	43.6

※令和2年3月から5月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

3 産婦健康診査

1 目 的

産婦健康診査（平成30年6月より実施）及び産婦歯科健康診査（令和元年10月より実施）を医療機関に委託して行い、産後うつ等の予防等、産後の初期段階における母子に対する支援の強化を図ることを目的とする。

2 対 象

産婦健康診査は出産後8週6日以内の産婦、産婦歯科健康診査は出産後1年以内の産婦

3 内 容

産婦健康診査は府内の協力医療機関で、原則として出産後2週間前後と出産後1か月前後の2回を、1回につき5000円を上限に公費で受診できる。里帰り等で委託医療機関以外で受診した場合は償還払いで対応している。産婦歯科健康診査は、産後1年以内に1回、市内の協力医療機関にて全額公費負担で実施している。

4 実 績

(1) 産婦健康診査

(単位：人)

区分 年度	府内協力医療機関受診者数			償還払い 利用延件数	延受診者 合計
	延受診者数	結果			
		所見なし	所見あり (EPDS9点以上を含む)		
平成30（2018）	3,670	3,367	303	227	3,897
令和元（2019）	4,317	3,780	537	515	4,832
令和2（2020）	4,287	3,800	487	768	5,055
令和3（2021）	4,519	3,987	532	667	5,186

(2) 産婦歯科健康診査

(単位：人・%)

区 分 年 度	対象者数	受診者数	受 診 率
令和元 (2019)	3,004	639	21.3
令和2 (2020)	3,039	613	20.2
令和3 (2021)	3,021	833	27.6

※令和2年3月から5月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

4 妊婦（両親）教室（※平成29年（2017年）4月から事業内容を変更）

1 目 的

妊婦及びその配偶者が安心して出産を迎えられるよう、妊娠・出産・育児に関する知識（運動・栄養・歯科保健含む）の習得を図る。

2 対 象

『マタニティ講演会』…吹田市在住の妊婦とその夫

『マタニティヘルス講座』…吹田市在住の妊婦とその夫（妊娠 27 週頃まで）

『マタニティクッキング』…吹田市在住の妊婦（妊娠 16 週以降）

『プレパパ・プレママ教室』…吹田市在住の初妊婦（妊娠 24 週以降）と初めて父親になる人

『オンラインプレパパ・プレママ教室』…吹田市在住の初妊婦（妊娠 24 週以降）と初めて父親になる人

3 実施場所

『マタニティ講演会』…オンライン（Zoom 利用）

『マタニティヘルス講座』…保健センター、保健センター南千里分館

『マタニティクッキング』…保健センター

『プレパパ・プレママ教室』…保健センター

『オンラインプレパパ・プレママ教室』…オンライン（Zoom 利用）

4 内 容

『マタニティ講演会』…妊娠中の健康管理、口腔衛生、乳幼児のむし歯予防等について歯科医師の講義と妊娠中の栄養とお口のケアについて歯科衛生士と栄養士の講座

『マタニティヘルス講座』…妊娠中の栄養、運動、口腔衛生、乳幼児のむし歯予防等について、栄養士、歯科衛生士等による講義と実習

『マタニティクッキング』…妊娠中の栄養、離乳食づくり等について、栄養士による講義と実習

『プレパパ・プレママ教室』…出産、母乳育児、家族計画等について助産師による講義と赤ちゃん人形を用いて抱き方やおむつ交換、着替えの保健師による実習。

『オンラインプレパパ・プレママ教室』…Zoomにて助産師による出産、母乳育児、家族計画等についての講義。

5 実 績

年度	種別	受講者数 開催回数	実 人 数			延 人 数		
			妊婦	家族 (夫)	計	妊婦	家族 (夫)	計
平成29 (2017)	マタニティ講演会	8	131	61	192	131	61	192
	マタニティヘルス講座	8	100	13	113	100	13	113
	マタニティクッキング	8	93	0	93	93	0	93
	プレパパ・プレママ教室	17	500	482	982	500	482	982
平成30 (2018)	マタニティ講演会	8	109	51	160	109	51	160
	マタニティヘルス講座	8	77	11	88	77	11	88
	マタニティクッキング	9	87	0	87	87	0	87
	プレパパ・プレママ教室	16	482	474	956	482	474	956
令和元 (2019)	マタニティ講演会	7	78	51	129	78	51	129
	マタニティヘルス講座	7	77	14	91	77	14	91
	マタニティクッキング	9	70	0	70	70	0	70
	プレパパ・プレママ教室	14	411	404	815	411	404	815
令和2 (2020)	全教室中止	—	—	—	—	—	—	—
令和3 (2021)	マタニティ講演会	3	—	—	27	—	—	27
	マタニティヘルス講座	—	—	—	—	—	—	—
	マタニティクッキング	—	—	—	—	—	—	—
	プレパパ・プレママ教室	4	86	88	174	86	88	174
	オンラインプレパパ・プレママ教室	5	87	11	98	87	11	98

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、下記の通り中止または一部内容変更し再開

令和元年度：2月中旬以降中止

令和3年度：マタニティヘルス講座、マタニティクッキング中止。マタニティ講演会内容を一部変更し、9・11・2月のみ再開。プレパパ・プレママ教室は6・7・2・3月のみ再開。オンラインプレパパ・プレママ教室11月～開始。

5 乳幼児健康診査

1 目 的

乳幼児に対して健康診査を行い疾病や障がいの早期発見・早期治療を図るとともに、その保護者に発達・栄養・育児及び歯科保健に関する健康相談・保健指導を実施し、乳幼児の健全な育成を図る。また、養育環境や状況を知り、保護者の育児不安等に対応するとともに虐待の防止と早期発見に努める。

2 健康診査の概要

《健診料は無料》

事業の種別	対 象 者	健 診 内 容	実 施 場 所
新生児聴覚検査	生後1か月未満の新生児	自動A B R 検査又はO A E 検査	府内の協力医療機関
乳児一般健康診査	乳児	問診、診察、身体計測、育児・発達相談	府内の協力医療機関
4 か月児健康診査	生後4か月から6か月を超えない乳児	〈健康診査〉問診、診察、身体計測、育児相談及び保健指導 〈保健指導事業(すくすく赤ちゃんクラブ)〉 集団指導、交流会及び保健相談(育児、栄養、発達等)	健康診査は市内の協力医療機関 すくすく赤ちゃんクラブは保健センター、保健センター南千里分館、地区公民館等
乳児後期(10か月児)健康診査	生後9か月から1歳を超えない乳児	問診、診察、身体計測、育児・発達相談及び保健指導(育児、栄養、発達等)	府内の協力医療機関
1歳6か月児健康診査	1歳6か月から2歳を超えない幼児	健診説明会、問診、身体計測、内科診察、歯科診察・相談、う蝕活動性試験、発達相談、保健相談、栄養相談、アレルギー相談、歯科保健指導	保健センター 保健センター南千里分館 ※内科健診は集団健診又は個別健診(市内の協力医療機関)の選択制で実施
3歳児健康診査	3歳3か月から4歳を超えない幼児	健診説明会、問診、尿検査、身体計測、内科診察、歯科診察・相談、う蝕活動性試験、視聴覚アンケート、発達相談、保健相談、栄養相談、アレルギー相談、歯科保健指導	
視聴覚検診(二次検診)	3歳児健康診査において視聴覚検診が必要と判断された幼児	〈視力〉視診、眼位検査、角膜反射法、カバーテスト及び眼球運動検査 〈聴覚〉視診、チンパノメトリー	市内の協力医療機関
経過観察健診(二次健診)	乳幼児健診等の結果、要経過観察と判断された乳幼児	問診、身体計測、診察、発達相談及び保健相談	保健センター 保健センター南千里分館
2歳6か月児歯科健康診査	2歳6か月から3歳を超えない幼児	健診説明会、歯科診察・相談、う蝕活動性試験、歯科保健指導、育児相談	
1歳6か月児、2歳6か月児及び3歳児歯科健康診査フォロー	1歳6か月児、2歳6か月児及び3歳児健康診査において要歯科フォローと判断された幼児	口腔内観察、歯科相談及び歯科保健指導	
6歳臼歯健康診査	満6歳の幼児	歯科診察、歯科保健指導など	市内の協力医療機関

3 実 績

(1) 新生児聴覚検査

(単位：人)

区 分 \ 年 度	受診児数 (府内協力医療機関実施分)	還払い利用件数	延受診者合計
令和2 (2020)	929	620	1,549
令和3 (2021)	2,161	444	2,605

※令和2年10月より実施。

(2) 乳児一般健康診査

(単位：人)

区 分 \ 年 度	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
受 診 児 数	2,694	2,689	2,479	2,533	2,561
異 常 な し	2,414	2,438	2,218	2,265	2,285
異常及び異常の疑い	280	251	261	268	276

(3) 4 か月児健康診査

(単位：人・%)

区 分 \ 年 度		平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
対 象 児 数		3,212	3,259	3,006	3,143	3,013
受 診 児 数		3,187	3,204	2,963	3,104	2,898
受 診 率		99.2	98.3	98.6	98.8	96.2
結 果 (重複あり)	異常なし	2,837	2,848	2,685	2,760	2,638
	要経観	184	175	140	155	115
	要精検	29	40	15	35	32
	要治療	42	41	35	49	39
	治療中	113	106	107	100	77
	要指導	4	5	5	5	3

4 か月児健康診査保健指導事業(すくすく赤ちゃんクラブ)

(単位：回・人・%)

区 分 \ 年 度	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
回 数	107	106	98	—	4
対 象 者 数	3,212	3,259	2,783	—	—
来 所 者 数	1,816	1,852	1,610	—	98
来 所 率	56.5	56.8	57.9	—	—

* 令和2年3月以降は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

* 令和3年度はオンライン開催。

(4) 乳児後期健康診査

(単位：人・%)

年 度 区 分		平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
対 象 児 数		3,402	3,328	3,246	3,137	3,092
受 診 児 数		3,322	3,142	3,110	2,995	2,977
受 診 率		97.6	94.4	95.8	95.5	96.3
結 果 (重複あり)	異常なし	2,913	2,763	2,753	2,645	2,632
	要 経 観	302	278	257	226	249
	要 精 検	21	20	19	28	20
	要 治 療	14	22	11	27	14
	治 療 中	83	68	82	55	73
	要 指 導	8	10	12	14	7

(5) 1歳6か月児健康診査

(単位：人・%)

年 度 区 分		平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
対象児数		3,477	3,359	3,357	3,301	3,251
内科健診受診児数 () 個別内科健診受診児数		3,441 (1,045)	3,265 (898)	3,142 (923)	3,389 (2,366)	3,034 (1,480)
内科健診受診率		99.0	97.2	93.6	102.7	93.3
内 科 健 診 結 果 (重複あり)	異常なし	3,009	2,832	2,790	2,988	2,752
	要経観	244	202	190	234	175
	要精検	53	58	39	57	31
	要治療	20	11	10	17	9
	治療中	97	86	89	93	67
	要指導	1,572	1,351	1,626	1,894	1,751
歯科健診受診児数		3,376	3,182	2,974	3,082	2,788
歯科健診受診率		97.1	94.7	88.6	93.4	85.8
歯 科 健 診 結 果 (重複あり)	要観察歯を有する児 (C0)	47	44	37	45	31
	むし歯を有する児 (C1～C4)	32	31	20	23	10
	う蝕活動性試験 ハイリスク児	870	574	466	342	438
	う蝕活動性試験 ローリスク児	2,506	2,608	2,508	2,740	2,350
	習癖	1,054	1,045	1,006	1,094	1,095
	歯列咬合	322	249	235	371	280
	歯の異常	171	165	141	171	172
	その他	330	272	236	234	253

* 令和2年3月～6月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため集団健診を中止。

* 令和2年度受診率は、令和元年度の未受診児が対象月齢を過ぎて、令和2年度に受診したため100%以上となっている。

(6) 3歳児健康診査

(単位：人・%)

区 分 \ 年 度		平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3年 (2021)
対象児数		3,605	3,766	3,582	3,440	3,453
内科健診受診児数 () 個別内科健診受診児数		3,369 (1,969)	3,478 (1,977)	3,283 (1,941)	3,427 (2,600)	3,213 (2,107)
内科健診受診率		93.5	92.4	91.7	99.6	93.0
内科健診結果 (重複あり)	異常なし	2,879	2,725	2,928	3,188	2,954
	要経観	205	170	140	121	118
	要精検	50	49	49	44	67
	要治療	8	16	7	9	7
	治療中	54	54	63	81	67
	要指導	1,161	1,123	1,106	1,341	1,312
歯科健診受診児数		3,173	3,320	2,883	2,634	2,740
歯科健診受診率		88.0	88.2	80.5	76.6	79.4
歯科健診結果 (重複あり)	要観察歯を有する児(C0)	105	144	106	81	85
	むし歯を有する児(C1～C4)	386	383	318	244	255
	う蝕活動性試験 ハイリスク児	914	647	536	405	426
	う蝕活動性試験 ローリスク児	2259	2,673	2,347	2,229	2,313
	習癖	438	443	660	554	565
	歯列咬合	401	437	376	344	369
	歯の異常	178	179	164	152	159
	その他	92	115	68	82	106

*令和2年3月～6月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため集団健診を中止。

(7) 視聴覚検診(二次検診)

(単位：人)

区 分 \ 年 度		ア ン ケ ー ト 結 果				二 次 検 診 結 果				
		回収数	異常なし	要二次検診	治療中	二次検診 受診児数	異常なし	要治療	要精検	要経観
平成29 (2017)	視力検診	3,369	3,033	286	50	208	68	18	60	62
	聴覚検診	3,369	3,284	58	27	39	23	10	0	6
平成30 (2018)	視力検診	3,478	3,155	280	43	194	88	16	35	55
	聴覚検診	3,478	3,400	61	17	42	22	10	2	8
令和元 (2019)	視力検診	3,283	2,972	262	49	187	77	9	48	53
	聴覚検診	3,283	3,214	45	24	27	16	8	1	2
令和2 (2020)	視力検診	3,427	3,124	245	58	177	67	11	32	67
	聴覚検診	3,427	3,367	48	12	24	13	3	2	6
令和3 (2021)	視力検診	3,213	2,940	222	51	144	59	13	14	58
	聴覚検診	3,213	3,159	34	20	25	21	1	1	2

(8) 経過観察健診（二次健診）

(単位：人・%)

区 分 年 度		対象児数	受診児数	受診率	結 果（重複あり）				
					異常なし	要経観	要医療	他機関紹介	その他
平成29 (2017)	診察	358	302	84.4	94	198	31	11	11
	心理	1,610	1,246	77.4	282	678	1	276	474
平成30 (2018)	診察	325	264	81.2	116	153	31	7	14
	心理	1339	1088	81.3	257	588	1	257	332
令和元 (2019)	診察	272	249	91.5	65	151	22	7	17
	心理	1,268	1,024	80.7	184	623	3	180	318
令和2 (2020)	診察	209	180	86.1	49	118	34	7	7
	心理	1,178	1,016	86.2	189	618	7	204	426
令和3 (2021)	診察	174	161	92.5	69	84	23	0	3
	心理	1,211	1,040	85.8	322	382	3	217	381

(9) 2歳6か月児歯科健康診査

(単位：人・%)

区 分 年 度	対象 児数	受診 児数	受診 率	結 果（重複あり）								育 児 相 談 （保 健 師）
				要観察歯 を有する 児(C0)	むし歯を 有する児 (C1～C4)	う蝕活動性 試験 ハリス児	う蝕活動 性試験 ロリス児	習癖	歯列 咬合	歯の 異常	そ 他	
平成29(2017)	3,826	3,092	80.8	81	128	866	2,226	755	454	148	121	318
平成30(2018)	3,543	2,932	82.8	76	104	580	2,352	718	371	175	105	239
令和元(2019)	3,382	2,585	76.4	73	73	497	2,088	660	367	163	133	189
令和2(2020)	2,980	2,691	90.3	83	110	375	2,316	664	427	163	102	197
令和3(2021)	3,536	2,957	83.6	63	71	536	2,421	833	435	194	94	306

* 令和2年3月から6月、令和3年5月から6月、8月から9月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

(10) 1歳6か月児、2歳6か月児、3歳児歯科健康診査フォロー

(単位：人・%)

区 分 年 度	1歳6か月児歯科健康診査フォロー			2歳6か月児歯科健康診査フォロー			3歳児歯科健康診査フォロー		
	対象児数	受診児数	受診率	対象児数	受診児数	受診率	対象児数	受診児数	受診率
平成29(2017)	981	513	52.3	1,036	508	49.0	878	302	34.4
平成30(2018)	627	313	49.9	712	348	48.9	679	226	33.3
令和元(2019)	524	264	50.4	620	286	46.1	517	163	31.5
令和2(2020)	401	209	52.1	508	225	44.3	420	162	38.6
令和3(2021)	401	160	39.9	522	247	47.3	370	137	37.0

* 令和2年3月から8月、令和3年4月から5月、8月から9月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

(11) 6歳臼歯健康診査

(単位：人・%)

区 分 年 度	対象児数	受診児数	受診率
平成29(2017)	3,651	2,293	62.8
平成30(2018)	3,544	2,343	66.1
令和元(2019)	3,621	2,392	66.1
令和2(2020)	3,744	1,901	50.8
令和3(2021)	3,744	2,236	59.7

※ 令和2年3月から5月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

6 訪問指導

1 妊産婦訪問指導

(1) 目的

妊娠中や出産前後の異常を早期に発見し、早期に対応するとともに、妊産婦の不安を受けとめ、日常生活等の適切な指導を行う。

(2) 対象

妊娠中及び産後1年以内の産婦で訪問指導が必要とされる者

(3) 内容

妊娠届や医療機関からの連絡及び妊婦・産婦健康診査、出生連絡票等から保健指導が必要な妊産婦等を把握し、保健師、助産師による訪問指導を行う。

2 新生児訪問指導

(1) 目的

新生児を持つ保護者は養育上多くの不安を持ちやすいため、保護者の不安解消を図り、異常の早期発見や育児について指導を行う。

(2) 対象

新生児（生後28日までの乳児）で訪問指導が必要とされる児

(3) 内容

出生連絡票や電話相談、医療機関からの連絡等から対象児を把握し、保健師、助産師による訪問指導を行う。

3 未熟児訪問指導

(1) 目的

未熟児は生理的に未熟で、疾病にもかかりやすく、心身の障がいを残すこともあるため、保護者は育児不安や負担感を持ちやすい。そのため早期に家庭訪問を行い、未熟児の健やかな成長を支援するとともに、保護者への支援を行う。

(2) 対象

未熟児で訪問指導が必要とされる児

(3) 内容

出生連絡票や電話相談、医療機関からの連絡等から対象児を把握し、保健師、助産師による訪問指導を行う。

4 乳幼児訪問指導

(1) 目 的

乳幼児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等について、異常の早期発見・治療、さらに虐待の早期発見や発生予防等のため保健指導を行う。

(2) 対 象

乳幼児で訪問指導が必要とされる児

(3) 内 容

乳幼児健康診査の結果や、保護者からの相談、関係機関からの連絡等、訪問による保健指導が必要と思われる乳幼児等に、保健師及び助産師が訪問指導を行う。

※平成29年度から、妊産婦訪問及び新生児訪問の一部と継続訪問指導を、大阪府助産師会に委託し助産師が実施。

<実 績>

(単位：人)

年 度			平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
区 分							
妊 婦	実人数	保健師	53	40	46	59	56
		助産師	6	20	14	29	29
		計	59	60	60	88	85
	延人数	保健師	57	70	64	93	96
		助産師	6	20	14	29	29
		計	63	90	78	122	125
産 婦	実人数	保健師	795	668	732	589	475
		助産師	952	1,130	1,267	1,094	1,270
		計	1,747	1,798	1,999	1,683	1,745
	延人数	保健師	1,080	932	906	749	643
		助産師	1,212	1,510	1,583	1,630	2,049
		計	2,292	2,442	2,489	2,379	2,692
新 生 児	実人数	保健師	73	55	63	58	69
		助産師	138	152	189	216	168
		計	211	207	252	274	237
	延人数	保健師	81	71	69	58	62
		助産師	161	170	214	282	208
		計	242	241	283	318	270
未 熟 児	実人数		180	179	242	197	225
	延人数		239	258	305	324	406
乳 児 *	実人数	保健師	542	434	476	409	302
		助産師	814	978	1,029	803	981
		計	1,356	1,412	1,505	1,212	1,283
	延人数	保健師	760	603	581	519	392
		助産師	1,051	1,340	1,320	1,218	1,624
		計	1,811	1,943	1,901	1,737	2,016
幼 児	実人数		263	242	210	229	276
	延人数		378	345	329	351	479
合 計	実人数		3,795	3,866	4,287	3,760	3,851
	延人数		4,992	5,303	5,407	5,536	5,988

* 新生児、未熟児を除く

(再掲) 助産師による継続訪問 (延人数)

区分 年度	妊婦 (人)	産婦 (人)	乳児 (人)	合計
平成30(2018)	20	406	411	837
令和元(2019)	14	482	494	990
令和2(2020)	29	536	549	1,114
令和3(2021)	29	779	790	1,598

(再掲) <出生数に対する訪問指導状況 (新生児及び乳児の一部、未熟児も含む)> (単位: 人)

区 分 年 度	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
出生数	3,235	3,173	3,004	3,039	3,021
訪問指導人数	1,747	1,798	1,999	1,683	1,745
訪問割合 (%)	54.0	56.7	66.5	55.4	57.8

(再掲) <養育支援訪問事業 ～専門的相談支援～>

(単位: 人)

年 度 区 分		平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
妊婦	実人数	47	40	57	41	39
	延人数	52	58	77	62	71
産婦	実人数	145	100	202	171	176
	延人数	313	250	312	353	364
新生児	実人数	35	27	38	33	39
	延人数	45	54	47	48	58
乳児	実人数	110	79	164	140	143
	延人数	268	196	265	305	316
幼児	実人数	177	183	147	164	124
	延人数	281	309	255	381	234
合計	実人数	514	429	608	551	521
	延人数	959	867	956	1,149	1,043

養育支援訪問事業は、若年の妊婦や健診未受診の妊婦、産後うつ、虐待のおそれがあるなど、養育上の困難を抱える家庭や乳幼児健康診査の未受診者に対し、訪問による継続的な支援を行い、児童の健全な育成を図ることを目的とする。母子保健課は保健師による専門的相談支援を行い、家庭児童相談室は、育児支援家庭訪問員による育児・相談等の支援を行っている。

7 面接・電話・文書による保健指導

1 目 的

母子健康手帳交付時や訪問指導、乳幼児健康診査等の事後指導として、保健師や栄養士等が面接・電話・文書により、育児や発育発達、栄養などについて指導、助言を行う。

2 実 績

(単位：人)

年 度	区 分	面接			電話			文書・メール		
		妊産婦	乳幼児	計	妊産婦	乳幼児	計	妊産婦	乳幼児	計
平成29 (2017) ※1		4,895	5,089	9,984	1,811	4,003	5,814	300	439	739
平成30 (2018) ※2		3,653	4,914	8,567	627	4,243	4,870	168	452	620
令和元 (2019) ※3		3,654	2,637	6,327	565	4,804	5,369	114	534	648
令和2 (2020)		3,505	2,173	5,678	1,149	6,734	7,883	178	702	880
令和3 (2021)		2,971	2,466	5,437	922	7,406	8,328	245	909	1,154

※1 平成29年4月から専任助産師・保健師により妊娠届出時に全数面接を実施。本人が来所されなかった場合、専任助産師により電話フォローを実施。

※2 平成30年度以降の妊産婦の数は妊婦のみとする（産婦の数は乳幼児に含む）。

※3 令和元年度より乳幼児の面接実施件数の計上方法を見直し、すすく赤ちゃんクラブ等での面接実施件数は計上していない。

8 未熟児専門相談

1 目 的

未熟児をもつ保護者の育児不安の軽減と未熟児の健康保持を図る。

2 対 象

未熟児

3 実施場所

保健センター、保健センター南千里分館

4 内 容

医師や発達指導員による専門相談を実施

5 実 績

(単位：人)

区 分	年 度	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)
受診 延人数	54	22	33	13	13
	14	10	26	24	24
合計	68	32	59	37	37

※令和2年度からは、療育相談で対応

9 未熟児養育医療給付

1 内 容

身体の発達が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳幼児に対して、その入院治療に必要な医療費を市が公費負担する制度。養育医療給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関での治療に限られる。健康保険の適用となる医療費が給付範囲。世帯の市町村民税額等に応じて、自己負担金がある。

2 対 象

出生体重が2,000g以下の未熟児又は、生活力が特に薄弱で一般状態や身体機能に問題があり医師が入院養育の必要を認めた方。

3 実 績

(単位：件)

年 度 区 分	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
給付実件数	64	70	92	79	113
給付延件数	156	303	222	194	254

10 子どもアレルギー専門相談

1 目 的

アレルギー性疾患の発症予防及び悪化予防を行い、保護者の不安の軽減を図る。

2 対 象

乳幼児健診の結果やアレルギー疾患に関し「要指導」と判断された児、及びアレルギー疾患について相談を希望する乳幼児の保護者

3 実施場所

保健センター、保健センター南千里分館

4 内 容

アレルギー専門医や保健師、栄養士による専門相談を実施

5 実 績

(単位：回・人)

年 度 区 分	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
回数	12	12	11	7	9
受診児数	96	75	76	44	52

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の為、4～8月は中止。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の為、8、9、1月は中止。

11 小児慢性特定疾病に係る医療費助成

1 目 的

国が定める小児慢性特定疾病にかかっている児童等の健全育成と患者家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担分の一部を公費によって助成する制度。

2 対 象

- (1) 18歳未満（ただし、18歳に達する前日から継続して認定を受ける場合は20歳未満であること）。
- (2) 国が定める小児慢性特定疾病にかかっており、その状態が認定基準を満たすもの。

3 実 績

(単位：件)

区 分 \ 年 度	令和2 (2020)	令和3 (2021)
給付実件数	425	469
給付延件数	5,253	6,695

* 申請時に必要に応じて保健師による面談や電話相談を実施。

1 2 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業相談支援事業

1 小児慢性特定疾病児童等の訪問・電話等相談

(1) 目 的

小児慢性特定疾病児等やその家族の負担軽減及び長期療養をしている児童の自立や成長支援について、地域の社会資源を活用し、関係機関調整等を実施することにより療養生活の改善を図る。

(2) 対 象

小児慢性特定疾病児や身体障がい児等、慢性的な疾病を抱える児童及びその家族

(3) 内 容

保護者や医療機関など関係機関からの連絡や相談に応じ、保健師（小児慢性特定疾病児童自立支援員）が訪問や電話等で情報提供・助言を行うほか、関係機関との連絡調整等を行う。

(4) 実 績

訪問

(単位：人)

区 分 \ 年 度	実人数				延人数				合計	
	慢性疾患 児・身体 障がい児	慢性 疾患児	身体障 がい児	その他	慢性疾患 児・身体 障がい児	慢性 疾患児	身体障 がい児	その他	実人数	延人数
令和2 (2020)	36	26	10	11	87	62	39	21	83	209
令和3 (2021)	40	16	6	7	119	25	18	14	69	176

面接・電話・文書・他機関連携

(単位：人)

区 分 \ 年 度	電話	面接	文書	他機関連携
令和2 (2020)	535	147	22	389
令和3 (2021)	420	138	12	412

2 療育相談、巡回相談

(1) 目 的

専門医等による家庭看護、食事、栄養等に関する指導を行うとともに、福祉制度の紹介、精神的支援、学校との連絡調整、その他日常生活に関し必要な内容について相談を行う。

(2) 対 象

小児慢性疾病児とその家族

(3) 実施場所

吹田市保健所、対象者自宅等

(4) 内 容

専門医や発達相談員、理学療法士、作業療法士、言語療法士、臨床心理士、保育士が専門相談を実施

(5) 実 績

(単位：回・人)

年 度	区 分	療育相談			巡回相談		
		回数	実人数	延人数	回数	実人数	延人数
令和2(2020)		13	36	45	26	28	37
令和3(2021)		12	31	40	12	17	19

1 3 育児教室（令和3年度まで児童部との共催事業）

1 目 的

乳幼児の健全育成を目的として、保育園等と連携し、育児環境の改善及び子育ての指導・援助を行う。

2 対 象

おおむね生後6か月から1歳の親子、おおむね1歳6か月から3歳未満の第1子を中心に、友達づくりや親子遊びなどを希望する親子や乳幼児健康診査や相談等で育児の集団指導援助を必要とする親子

3 実施場所

公立保育園、私立保育園、のびのび子育てプラザ

4 内 容

保育士が親子遊び等を行い、保健師は個別相談やグループワーク等を行う。終了後は必要に応じて個別フォロー等を行っている。1コース当たり6～8回、年2回（春・秋）実施

5 実 績

(単位：回・組)

年 度	区 分	実施回数	参加組数	延参加組数
平成29 (2017)	乳児	427	809	3,610
	1歳6か月～2歳児	543	1,484	8,355
平成30 (2018)	乳児	288	520	2,305
	1歳6か月～2歳児	357	895	4,906
令和元 (2019)	乳児	289	548	2,245
	1歳6か月～2歳児	338	884	4,623

*令和2年3月以降は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

1 4 離乳食講習会

1 目 的

離乳の進め方を学んでもらい、健康づくりの基礎となる望ましい食習慣を身につけてもらう。

2 対 象

ごっくんコース…生後5～6か月頃の乳児を持つ保護者

かみかみコース…生後9～11か月頃の乳児を持つ保護者

3 内 容

ごっくんコース…「授乳、離乳の支援ガイド」に基づく離乳のすすめ方の講義・個人相談

かみかみコース…「授乳、離乳の支援ガイド」に基づく離乳のすすめ方の講義・個人相談

4 実施場所

保健センター、保健センター南千里分館

5 実 績

(単位：回・人)

年 度		平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)
区 分	回数	24	24	22	14	14
	受講者数	808	846	658	323	188
かみかみ コース	回数	24	24	22	14	12
	受講者数	568	526	454	144	195
合 計	回数	48	48	44	28	26
	受講者数	1,376	1,372	1,112	467	383

*ごっくんコース：令和2年3月～8月、令和3年5.6.8.9月、令和4年2月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

*かみかみコース：令和2年3月～8月、令和3年4.5.8.9月、令和4年1.2月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

1 5 赤ちゃんの歯の広場

1 目 的

乳歯は生後6か月頃から生え始めるが、保護者が歯科医師と接する機会は1歳6か月児健診までほとんどなく、子どもの歯の生え方やケアの方法についての不安が高まることから、歯科医師や歯科衛生士による乳歯が生え始める前後の歯の相談や口腔ケア、むし歯予防等の指導を行う。

また、この時期は、離乳食から幼児食へと発育に応じて食材の大きさや硬さを調節し、よく噛んで食べる習慣や規則正しい生活リズムをつける時期でもあり、食育の観点から「歯と口腔の健康」を推進する。さらに保護者同士の交流も行うことで、育児不安の軽減も図る。

2 対 象

生後4か月から12か月までの乳児とその保護者

3 実施場所

保健センター南千里分館

4 内 容

歯科医師の講義や相談、歯科衛生士の口腔ケアの実技指導

5 実績

(単位：回・人)

年 度 区 分	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)
開催回数	24	23※1	22	20	17
受講者数	334	361	356	195	174

※1 地震のため、1回中止となっている。

*令和2年3月～5月、令和3年5月、8月、9月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

16 産後ケア事業（平成29年6月より実施）

1 目的

家族等から十分な家事および育児等の援助を受けられない乳児及びその母親を対象に、医療機関等での宿泊やデイサービスによる心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施するとともに、休養の機会を提供することで退院直後の母子の孤立や育児不安を解消する。

2 対 象

吹田市に居住する産後2か月未満の産婦及びその乳児（令和2年4月から多胎児は4か月未満）であって、次のいずれにも該当する者 ※令和4年4月から産後1年未満の産婦及びその乳児に対象を拡充

- （1）家族等から必要な援助を受けることができない者
- （2）母親の心身の健康上の問題等がある者
- （3）母子ともに病院等への入院を要しない者

3 実施場所

市内外の委託産科医療機関、助産所

4 内 容

産後の母体管理及び生活面の指導、乳房管理、沐浴・授乳等の育児指導、スキンケアに関する相談、発育・発達等の確認、母親の精神的な支援、母親の休養の保障、家庭に戻ってからの育児や生活の仕方に関する相談及び指導、その他

5 実績

(単位：人・日)

年 度 区 分		平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)
宿泊	実人数	40	77	72	92
	延べ日数	204	393	352	477
デイ	実人数	8	23	32	57
	延べ日数	35	63	121	208

17 産後家事支援事業（平成30年7月より実施）

1 目的

生後6か月未満の乳児を養育し、家族等から十分な家事及び育児等の援助を受けられず、産後の心身の不調等により家事が困難な家庭に対して、家事支援を行うことにより負担感の軽減を図り、安心して子育てができるよう支援する。

2 対 象

吹田市に居住する生後6か月未満の児を養育する母親であって、次のいずれにも該当する者

- （1）家族等から必要な援助を受けることができない者

(2) 心身の健康上の問題等により、家事又は育児が困難である者

(3) 母子ともに病院等への入院を要しない者

3 実施方法

居宅サービス事業所又はこれと同等の能力を有すると認める事業所（家事代行サービス事業所）を公募し委託し、委託事業所が訪問し、家事支援・育児の援助を行う。

4 内 容

家事支援…食事の準備及び後片づけ、衣類の洗濯、居室等の清掃及び整理整頓、生活必需品の買い物等
育児の補助…授乳の補助、おむつ交換の援助、沐浴の補助、適切な育児環境の整備等

5 実 績 (単位：人)

年度 区分	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
利用者数 (実)	109	96	135

18 多胎児家庭サポート事業（令和3年12月より開始）

1 目的

多胎児を養育する世帯の家事及び育児の負担軽減を図ることを目的とする。

2 対象者

生後1年未満の多胎児を養育する世帯

3 実施方法

市が委託した居宅サービス事業所のサポーターが訪問し、家事・育児の支援を行う。

4 内容

家事支援…食事の準備及び後片づけ、衣類の洗濯及び補修、居室等の清掃及び整理整頓、生活必需品の買い物等
育児の補助…食事（授乳）や沐浴の介助、おむつ交換、着替え等
外出支援…散歩の付き添い、健診や通院の付き添い等

5 実績

年度 区分	令和3 (2021)
利用者数 (実)	6

19 プレママ・産後ママゆったりスペース（平成29年10月より実施）

1 目 的

研修を受けた子育てサポーターや保健師、助産師等の専門職が、妊娠・出産・育児についての不安や悩みを傾聴し相談支援を行うとともに、地域の母親同士の仲間づくりを促し、妊産婦が地域における孤立感を軽減することを目的とする。

2 対 象

妊婦および産後2か月頃の産婦とその児

3 実施場所

保健センターおよび保健センター南千里分館

4 内 容

- (1) 助産師や保健師による育児や母親の体調等の相談
- (2) 妊産婦同士や子育てサポーターとの気軽な相談や交流
- (3) 外部講師による子育てミニ講座等
- (4) 妊産婦が安らぐことのできる場の提供

5 実 績

(単位：回・人)

年 度 区分		平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)
開催回数		23	22	—	2
区分	妊婦	23	23	—	—
	産婦	236	236	—	—
計		223	259	—	15

* 令和2年3月以降は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

* 令和3年度はオンライン開催。

20 子育てサポーター養成研修（平成29年度より実施）

1 目 的

子育て支援に関心のある市民を対象に、妊娠・出産・子育てについての理解を促進し、地域において子育てをサポートする子育てサポーターを養成する。

2 対 象

吹田市内に在住の方で地域の子育てに協力したい方

3 実施場所

保健センターおよび保健センター南千里分館

4 内 容

(1) 講演会

現在の子育てについての理解を深め、地域で子育て世代をサポートすることを伝える講演。

(2) 子育てサポーター養成研修

妊娠期から乳児期前半の育児についての保健師の講義、助産師・保育士の講義・実技、傾聴についての講義、グループワーク。

5 実 績

(単位：回・人)

年 度 区分		平成 30 (2018)	令和元 (2019)
講演会	開催回数	2	1
	参加者数	26	9
子育てサポーター養成研修	開催回数	2	1
	参加者数	32	14
	サポーター登録数	15	12

※令和2年度以降は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

2 1 プレママ・産後ママ相談（平成29年度より実施）

1 目 的

妊娠・出産・育児の不安や悩みに対して助産師等の専門職が電話や来所により相談支援を行い、妊産婦の不安や悩みを受け止め、産前産後のサービスの情報提供や授乳、育児等の適切な指導を行う。

2 対 象

妊婦および産婦で来所や電話等での相談を希望された方

3 実施場所

保健センターおよび保健センター南千里分館

4 実 績

（単位：人）

区 分 \ 年 度		平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)
妊婦	面接	39	34	11	27
	電話	40	117	228	163
産婦	面接	615	608	334	458
	電話	154	310	1,067	965
計	面接	654	642	345	485
	電話	194	427	1,295	1,128

2 2 地区母子保健活動推進事業（出前講座）

1 目 的

地域に出向き、健康教育や健康相談を行い、健康に関する意識を高めてもらう。

2 対 象

乳幼児を持つ保護者

3 内 容

保健師、栄養士、歯科衛生士が地域や保育園などに出向き、母子保健に関する健康相談や健康教室を実施している。

4 実 績

（単位：回・人）

区 分 \ 年 度	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)
実施回数	126	106	63	9	12
参加人数	2,268	1,588	919	118	126

2 3 母子保健事業関連会議

吹田市では全ての親子がより適切な支援やサービスを受けられるように関係機関による連絡会議等がもたれている。

吹田市乳幼児健康診査連絡会議、吹田市域療育等関係機関連絡会議、吹田市療育システム推進連絡会、産前・産後関係機関連携会議、吹田版ネウボラ連携会議、吹田市児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）、子ども子育て審議会、地域子育て支援連絡会、DV防止ネットワーク会議、子供の貧困対策に関するワーキング等。

2 4 新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業

1 不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査費用の助成

(1) 内容

不安を抱える妊婦の PCR 検査の費用を助成（上限 20,000 円）

(2) 対象

検査を希望し分娩予定日が概ね 2 週間以内の妊婦で、感染症を疑う症状がない方

2 新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い型支援

(1) 内容

新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対し、不安や孤立感の解消を目的に、退院後、助産師が訪問や電話相談で育児技術の提供など寄り添ったケア支援を実施。

(2) 対象

新型コロナウイルスの感染が確認された妊産婦で、支援を希望する方

3 実 績

(単位：件)

区分 \ 年度	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)
妊婦の P C R 検査費用助成	418	184
妊産婦の寄り添い型支援	0	0

成人保健

1 健康診査

1 目的

心臓病、脳卒中等の循環器病疾患、糖尿病、肝臓病、がんなどの生活習慣病の原因となる危険因子を早期に発見し適切な治療へ結びつけるとともに、生活指導を実施することで、これらの疾患等を予防する。

2 健（検）診の概要

令和4年(2022年)4月1日現在

種別	対 象	検 診 料 (一部自己負担金)	実施方法及び検診内容	実施場所	申込方法
30歳代健康診査（生活習慣病予防健康診査）	年度中に30歳～39歳になる市民、40歳以上の生活保護受給者 （事業所等で健診を受ける人及び現在治療中の人を除く。）	無 料	・吹田市医師会委託による医療機関個別方式 ・問診、理学的検査、血圧測定、身体計測（身長、体重、腹囲）、検尿、血液検査 ①総コレステロール ②HDLコレステロール ③LDLコレステロール ④中性脂肪 ⑤AST(GOT) ⑥ALT(GPT) ⑦γ-GT(γ-GTP) ⑧尿酸 ⑨クレアチニン ⑩血糖 ⑪ヘモグロビンA1c ⑫白血球数 ⑬赤血球数 ⑭血小板 ⑮ヘモグロビン ⑯ヘマトクリット ・生活習慣改善指導 ・心電図検査（医師の判断で実施） ・眼底検査（医師の判断で実施）＊1	30歳代健康診査協力医療機関	医療機関で直接受診（誕生月又はその翌月に受診）
成人歯科健康診査	・30歳から74歳の市民 ・障がい者施設・作業所などに通っていない15歳～74歳で、身体障がい者手帳1～4級、療育手帳、判定書か精神障がい者保健福祉手帳を持つ人 ・75歳以上で大阪府後期高齢者医療保険に加入していない人	無 料	・吹田市歯科医師会委託による医療機関個別方式 ・問診、口腔内診査、歯面清掃(PMTC) ・75歳以上は口腔機能検査を追加 ・平成30年度より75歳以上及び65歳～74歳で障がいなどの理由で、大阪府後期高齢者医療保険の加入者は大阪府後期高齢者医療広域連合が実施する大阪府後期高齢者医療歯科健康診査を受診。また、市内実施登録歯科医院で受診した市民には本市独自として歯面清掃を実施している。	成人歯科健康診査協力歯科医院	・歯科医院に電話で予約のうえ直接受診（誕生月又はその翌月に受診） ・障がい者は通年実施
健康長寿健診	後期高齢者医療健康診査を受診した市民	無 料	・吹田市医師会委託による医療機関個別方式 ・貧血検査、生化学検査、心電図検査	後期高齢者医療健康診査協力医療機関	医療機関で直接受診（通年実施）

種別	対 象	検 診 料 (一部自己負担金)	実施方法及び検診内容	実施場所	申込方法	備 考
乳がん検診	40歳以上の女性	マンモグラフィ併用 検 診 (40 歳 以 上) 1,000円	・吹田市医師会委託による医療機関個別方式 ・問診、視診、触診、マンモグラフィ	乳がん検診 協力医療機関	医療機関で 直接受診	2年に1回の 受診 (誕生月又は その翌月に 受診)
子宮がん検診	20歳以上の女性	頸部のみ 500円 頸部+体部 1,000円	・吹田市医師会委託による医療機関個別方式 ・問診、視診、内診、細胞診	子宮がん検診 協力医療機関	医療機関で 直接受診	2年に1回の 受診 (誕生月又は その翌月に 受診)
胃がん検診 (胃部エックス線検査)	50歳以上の市民	1,000円	・大阪府保健医療財団委託による 検診車での集団方式 ・問診、造影剤によるエックス 線間接撮影	保健センター	はがき(封書 も可)、FAX又 は電子申込で 保健センター まで予約申込	*2 (35～49歳 の受診は令 和2年3月末 で廃止)
胃がん検診 (胃内視鏡検査)	*3	2,000円	・吹田市医師会委託による医療機関個別方式 ・問診、胃内視鏡検査	胃がん検診 (胃内視鏡検査) 協力医療機関	医療機関で 直接受診	2年に1回の 受診 (誕生月又は その翌月に 受診)
大腸がん検診	40歳以上の市民	300円	・吹田市医師会委託による医療機関個別方式 ・大阪府保健医療財団委託による 集団方式 ・問診、便潜血反応検査	・大腸がん検診 協力医療機関 ・保健センター	・医療機関で 直接受診 ・はがき(封書 も可)、FAX又 は電子申込で 保健センター まで予約申込	*2 個別方式は 誕生月又は その翌月に 受診
肺がん検診	40歳以上の市民	400円 喀痰検査 500円	・吹田市医師会委託による医療機関個別方式 ・大阪府保健医療財団委託による 検診車での集団方式 ・問診、胸部エックス線直接撮影 喀痰細胞診(必要な人のみ)	・肺がん検診 協力医療機関 ・保健センター	・医療機関で 直接受診 ・はがき(封書 も可)、FAX又 は電子申込で 保健センター まで予約申込	*2 個別方式は 誕生月又は その翌月に 受診
前立腺がん検診	50歳以上の男性	700円	・吹田市医師会委託による医療機関個別方式 ・問診、採取した血液でPSA検査	前立腺がん検診 協力医療機関	医療機関で 直接受診	(誕生月又は その翌月に 受診)
結核検診	65歳以上の市民	無 料	・吹田市医師会委託による医療機関個別方式 ・問診、胸部エックス線直接撮影	結核検診 協力医療機関	医療機関で 直接受診	(誕生月又は その翌月に 受診)
B・C型肝炎ウイルス検診	20歳以上で、これまでにB型・C型肝炎ウイルス検診を受けたことがない市民	無 料	・吹田市医師会委託による医療機関個別方式 ・問診、採取した血液でHBs抗原検査・HCV抗体検査	B型・C型肝炎 ウイルス検診 協力医療機関	医療機関で 直接受診	令和2年4月 から対象年 齢を40歳か ら20歳に引 き下げ

種別	対 象	検 診 料 (一部自己負担金)	実施方法及び検診内容	実施場所	申込方法	備 考
骨粗しょう症検診	20、25、30、 35、40、45、 50、55、60、 65、70歳の市民	1,000円	・吹田市医師会委託による医療機関個別方式 ・問診、MD法、DXA法、超音波法のいずれかによる骨量測定	骨粗しょう症検診協力医療機関	医療機関で直接受診	(誕生月又はその翌月に受診)
聴力検診	50、55、60、 65、70歳の市民	500円	・吹田市医師会委託による医療機関個別方式 ・問診、聴力検査	聴力検診協力医療機関	医療機関で直接受診	(誕生月又はその翌月に受診)

※検診料は65歳以上の人、生活保護世帯又は市民税非課税世帯に属する人は無料。

※令和2年4月7日からの1回目の緊急事態宣言発令中については、すべての健(検)診を休止。また、保健センターで実施する胃がん・大腸がん・肺がん検診の集団検診については、令和2年3月6日から6月末まで休止。

- * 1 平成30年度から国が眼底検査の対象基準を変更したため、収縮期血圧140mmHg以上、拡張期血圧90mmHg以上、空腹時血糖126mg/dl以上、HbA1c6.5%以上のいずれかの基準に該当した方(40歳以上)に実施。
- * 2 令和3年度(2021年度)は胃・大腸がん同時検診は1回、胃・肺・大腸がん同時検診は26回実施
- * 3 胃がん検診については令和2年1月から50歳以上の市民を対象に胃内視鏡検査を開始。令和2年4月から胃部エックス線検査の対象を35歳以上から50歳以上に変更

3 検（健）診別実施状況

(1) 30歳代健康診査

(単位：人)

年 度	平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
受診者数	4,056	3,224	2,846	2,422	1,505

(2) 生活習慣病予防健康診査

(単位：人)

年 度	平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
受診者数	839	799	738	655	653

(3) 成人歯科健康診査

(単位：人)

年度 区分		平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
受 診 者 数		25,611 (4,337)	22,132 (67)	22,767 (81)	20,671 (68)	20,151 (60)
結 果	異常なし	2,938 (454)	2,496 (8)	2,489 (8)	1,991 (12)	1,962 (8)
	要 指 導	1,037 (222)	771 (8)	757 (11)	521 (7)	521 (6)
	要 治 療	20,006 (3,246)	17,730 (48)	18,659 (61)	17,413 (48)	17,185 (46)
	要 観 察	1,630 (415)	1,135 (3)	862 (1)	746 (1)	483 (0)

※ ()は75歳以上を再掲

平成 28、29 年度は、75 歳以上の後期高齢者と 65 歳～74 歳で大阪府後期高齢者医療保険の加入者に対し、口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防するために、歯・歯肉の状態、口腔機能、口腔清掃状態等の検査を追加して実施した。

なお、大阪府後期高齢者医療保険の加入者には大阪府後期高齢者医療広域連合が補助金を出している。

平成 30 年度より、大阪府後期高齢者医療保険の加入者は大阪府後期高齢者医療広域連合が実施主体となり、大阪府後期高齢者医療歯科健康診査を実施している。そのため平成 30 年度の結果の () は、大阪府後期高齢者医療保険に非加入の受診者数を再掲している。

また、大阪府後期高齢者医療歯科健康診査を市内実施登録歯科医院にて受診した市民には、74 歳以下と同様に、本市独自として歯面清掃を実施している。※

※大阪府後期高齢者医療歯科健康診査時の歯面清掃実施者数 (単位：人)

年 度	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3(2021)
実施者数	6,891	6,715	5,567	6,009

(4) 健康長寿健診

(単位：人)

年 度	平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
受 診 者 数	15,158	15,528	15,069	14,113	14,580

(5) がん検診

ア 受診率の算出方法の変更について

令和3年度からの対象者の考え方

令和2年度までは、「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について（平成20年3月）」で示された、「(40歳以上の市町村人口)－(40歳以上の就業者数)＋(農林水産業従事者)」の計算式より算出した推計対象者数を使用。

地域保健・健康増進事業報告においては、がん検診の対象者を「当該市区町村に居住地を有する各がん検診の対象年齢の全住民」としており、大阪府健康医療部がまとめている「大阪府におけるがん検診」においても、令和3年度から対象者の考え方を地域保健・健康増進事業報告の考え方に変更したことから、吹田市においても対象者の考え方を変更する。なお、胃がん・子宮がん・乳がん検診についての受診率の算出方法については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正について」により示された、2年に1度の検診受診率の算出方法に基づき算出する。

受診率

1年に1回のがん検診（大腸・肺・前立腺）の場合

$$\text{受診率} = \text{受診者数} / \text{対象者数} \times 100$$

2年に1回のがん検診（胃・乳・子宮）の場合

$$\text{受診率} = ((\text{前年度の受診者数}) + (\text{当該年度の受診者数})) - (\text{前年度及び当該年度における2年連続受診者数}) / (\text{当該年度の対象者数}) \times 100$$

また、受診率の算出は、40歳から69歳まで(子宮頸がんは20歳から69歳まで)を対象とすると、がん対策推進基本計画(平成24年6月策定)に明記されており、これらの対象年齢を用いて受診率を算出する。なお、胃がんについては、平成28年2月4日付で「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」が改正されたことに伴い、対象年齢50歳から69歳で受診率を算出する。

対象者数

がん検診	推計対象者の年齢等
胃がん	50歳以上69歳以下
肺がん・大腸がん	40歳以上69歳以下
乳がん	40歳以上69歳以下の女性
子宮頸がん	20歳以上69歳以下の女性
前立腺がん	50歳以上69歳以下の男性

イ 乳がん検診

(ア) 受診状況

(単位：人・％)

年度	区 分 検診方法	対象者	受診 者数	受診率	要精検 者数	要精検 率	精検結果				
							異常なし	がん以外の 疾患	が ん	が んの 疑い	未 受 診 者 数
平成29 (2017)	30～39歳 視触診のみ	21,378	2,145	10.0	84	3.9	29	48	0	0	7
	40歳以上 マンモ併用検診		10,422		905	8.7	443	425	19	0	18
平成30 (2018)	40歳以上 マンモ併用検診		9,395		761	8.1	311	407	29	0	14
令和元 (2019)	40歳以上 マンモ併用検診		9,325		682	7.3	297	341	31	0	13
令和2 (2020)	40歳以上 マンモ併用検診		8,117		580	7.1	279	274	17	0	10
令和3 (2021)	40歳以上 マンモ併用検診		9,060		650	7.2	295	310	17	2	26

(精検結果 令和4年(2022年)4月末現在)

*平成29年度は、女性の健康フェスティバルにおける40歳以上の方を対象としたマンモ併用検診（集団検診）(1回)の受診者数を含む。

がん以外の疾患 令和3年度（2021年度）

(単位：人)

疾患名 区分	乳 腺 症	の う 胞	繊 維 腺 腫	そ の 他
40歳以上(マンモ併用検診)	63	143	45	59

(イ) 乳がん検診（マンモ併用）受診率（40歳～69歳）

(単位：人・％)

年度 区分	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
対象者数	38,239	38,228	38,566
受診者数	7,387	6,435	7,107
受診率	38.6％	35.4％	34.4％

*がん検診の実施のための指針による「2年に1度」の検診の受診率の算出方法に基づく率

ウ 子宮がん検診

(ア) 受診状況

A 頸部の細胞診

(単位：人・%)

区分 \ 年度		平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
受診者数		12,917	11,959	11,980	11,403	11,469
要精検者数		229	281	259	226	226
要精検率		1.8	2.3	2.2	2.0	2.0
精検結果	異常なし	15	29	15	24	15
	がん以外の疾患	130	146	158	146	102
	が ん	1	4	5	3	3
	未 確 定	52	75	55	39	47
	未受診者数	31	27	26	14	59

(精検結果 令和4年(2022年)4月末現在)

*平成29年度は、女性の健康フェスティバルにおける集団検診(1回)の受診者数を含む。

B 体部の細胞診

(単位：人・%)

区分 \ 年度		平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
受診者数		1,871	1,712	1,764	1,628	1,668
要精検者数		19	15	20	21	15
要精検率		1.0	0.9	1.1	1.3	0.9
精検結果	異常なし	8	8	11	12	3
	がん以外の疾患	5	1	4	5	3
	が ん	4	3	4	3	0
	未受診者数	2	3	1	1	9

(精検結果 令和4年(2022年)4月末現在)

(イ) 子宮頸がん検診受診率(20～69歳)

(単位：人・%)

区分 \ 年度	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
対象者数	61,329	60,732	60,969
受診者数	10,938	10,410	10,332
受診率	34.6	33.9	32.7

*がん検診の実施のための指針による「2年に1度」の検診の受診率の算出方法に基づく率

エ 胃がん検診

(ア) 受診状況 (エックス線検査)

(単位：人・%)

区分 \ 年度		平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
受診者数		3,941	3,617	3,071	1,342	1,080
要精検者数		266	249	184	97	74
要精検率		6.7	6.9	6.0	7.2	6.9
精検結果	異常なし	10	12	9	2	6
	がん以外の疾患	225	215	152	86	46
	が ん	6	5	4	2	1
	未受診者数	25	17	19	7	21

*令和2年4月から胃部エックス線検査の対象を35歳以上から50歳以上に変更。

(内視鏡検査) ※令和2年1月から開始

(単位：人・%)

区分 \ 年度		令和元(2019) 令和2年1～3月	令和2(2020)	令和3(2021)
受診者数		115	1,033	1,560
要精検者数		18	121	221
要精検率		15.7	11.7	14.2
精検結果	異常なし	1	2	16
	がん以外の疾患	16	115	178
	が ん	0	3	2
	未受診者数	1	1	25

(精検結果 令和4年(2022年)4月末現在)

がん以外の疾患 令和3年度(2021年度)

(単位：人)

疾患名	胃炎	胃ポリープ	胃潰瘍	その他	計
人数	82	40	7	95	224

(イ) 受診率 (50歳～69歳)

(単位：人・%)

区分 \ 年度	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
対象者数	87,461	89,195	91,592
受診者数	1,429	1,535	1,743
受診率	2.6	3.2	3.0

*がん検診の実施のための指針による「2年に1度」の検診の受診率の算出方法に基づく率

オ 大腸がん検診

(ア) 受診状況

(単位：人・%)

区分 \ 年度		平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
受診者数	集団検診	2,608	2,420	2,251	1,196	1,055
	個別検診	25,608	24,053	23,563	21,007	22,196
	計	28,216	26,473	25,814	22,203	23,251
要精検者数		2,069	1,722	1,750	1,601	1,510
要精検率		7.3	6.5	6.8	7.2	6.5
精検結果	異常なし	197	174	183	211	138
	がん以外の疾患	1,420	1,111	1,191	1,067	954
	が ん	63	55	61	44	62
	未受診者数	389	382	315	279	356

(精検結果 令和4年(2022年)4月末現在)

がん以外の疾患 令和3年度(2021年度)

(単位：人)

疾患名	大腸ポリープ	大腸憩室	その他
人数	720	70	164

(イ) 受診率(40歳～69歳)

(単位：人・%)

区分 \ 年度	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
対象者数	147,503	148,064	148,911
受診者数	11,748	9,572	9,823
受診率	8.0	6.5	6.6

カ 肺がん検診

(ア) 受診状況

(単位：人・%)

年度 区分		平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
受診者数	集団検診	2,080	1,878	1,706	1,051	913
	個別検診	17,850	17,663	17,686	15,338	17,217
	計	19,930	19,541	19,392	16,389	18,130
要精検者数		846	941	795	555	660
要精検率		4.2	4.8	4.1	3.4	3.6
精検結果	異常なし	321	322	272	229	242
	がん以外の疾患	441	487	448	276	306
	が ん	21	28	19	13	10
	が ん の 疑 い	5	7	3	9	15
	未受診者数	58	97	53	28	87

(精検結果 令和4年(2022年)4月末現在)

* 令和元年度から国の指針に則り、要精検者は胸部エックス線判定がE判定者又は、喀痰検査判定がD判定者・E判定者とする。

がん以外の疾患 令和3年度(2021年度)

(単位：人)

疾患名	COPD (慢性閉塞性肺疾患)	非結核性 抗酸菌症	肺炎	活動性結核	その他
人数	0	22	15	0	269

(イ) 受診率(40歳～69歳)

(単位：人・%)

年度 区分	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
対象者数	147,503	148,064	148,911
受診者数	10,896	8,707	9,332
受診率	7.4	5.9	6.3

キ 前立腺がん検診

(ア) 受診状況

(単位：人・%)

区分 \ 年度		平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)
受 診 者 数		8,980	8,639	8,543	7,415	7,929
精 検 者 数		717	578	474	421	481
要 精 検 率		8.0	6.7	5.5	5.7	6.1
精 検 結 果	異 常 な し	95	55	70	46	35
	がん以外の疾患	211	124	144	119	158
	が ん	36	25	25	28	29
	経 過 観 察	120	69	52	64	59
	未 受 診 者 数	255	305	183	164	200

(精検結果 令和4年(2022年)4月末現在)

がん以外の疾患 令和3年度(2021年度)

(単位：人)

疾 患 名	前立腺肥大症	その他
人 数	146	12

(イ) 受診率(50歳～69歳)

(単位：人・%)

区分 \ 年度	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
対象者数	42,020	43,011	44,282
受診者数	2,880	2,267	2,502
受診率	6.9	5.3	5.7

(5) 結核検診

(単位：人・%)

区分 \ 年度	平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
受診者数	19,213	17,652	16,720	15,071	14,709
要精検者	491	493	480	377	344
要精検率	2.6	2.9	2.9	2.5	2.3

※令和3年(2021) 年度要精検者内訳：結核疑い31人、結核以外の疾患313人

(6) B型・C型肝炎ウイルス検診

(単位：人・%)

年度 区分			平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)
受 診 者 数			2,264	1,798	1,252	1,279	1,171
結 果	C 型 肝 炎	異 常 な し	2,256	1,793	1,251	1,278	1,170
		要 精 検 者 数	8	5	1	1	1
		要 精 検 率	0.4	0.3	0.1	0.1	0.1
	B 型 肝 炎	異 常 な し	2,254	1,791	1,247	1,276	1,165
		要 精 検 者 数	10	7	5	3	6
		要 精 検 率	0.4	0.4	0.4	0.2	0.5

C型肝炎結果の異常なしと要精検者数の合計が受診者数と一致しないのは、HCV核酸増幅検査未受診者がいるため。

(7) ペプシノゲン胃検診

(単位：人・%)

年度 区分		平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)
受 診 者 数		1,653	1,532	1,402
要 精 検 者 数		98	68	81
要 精 検 率		5.9	4.4	5.8
精 検 結 果	異 常 な し	2	4	1
	がん以外の疾患	72	53	64
	が ん	3	3	1
	未 受 診 者 数	21	8	15

(精検結果 令和3年(2021年)5月末現在)

※令和元年度でペプシノゲン胃検診は終了。

がん以外の疾患 令和元年度(2019年度)

(単位：人)

疾 患 名	胃炎	胃ポリープ	胃びらん	その他
人 数	41	7	11	5

(8) 骨粗しょう症検診

(単位：人)

年度 区分		平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
受 診 者 数		2,449	2,438	2,184	1,644	1,683
結 果	異 常 な し	1,196	1,010	992	657	713
	要 指 導 (経過観察)	571	680	599	452	440
	要 精 検 (要医療)	682	748	593	535	530

(9) 聴力検診

(単位：人)

年度 区分		平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)	令和2 (2020)	令和3(2021)
受 診 者 数		338	314	320	162	225
結 果	異 常 な し	191	180	172	90	135
	異 常 あ り (疑い含む)	147	134	148	72	90

4 その他の取組

(1) がん検診

平成 28 年度（2016 年度）から、協会けんぽの実施する特定健診の集団検診日に合わせて、集団検診（胃がん・大腸がん検診）を実施している（令和 2 年度（2020 年度）、令和 3 年度（2021 年度）は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず）。また、平成 29 年度（2017 年）では、子宮がん、乳がん検診については、女性の健康フェスティバルにおいて、集団検診を 1 回実施した。

平成 29 年度（2017 年度）に、胃内視鏡検診準備委員会を立ち上げ、令和 2 年 1 月より、胃がん検診（胃内視鏡検査）を開始した。

(2) 受診勧奨

受診率向上のため、平成28年度（2016年度）から、以下の対象者に受診勧奨はがきを郵送。平成30年度から、成人歯科健康診査についての情報も掲載し受診勧奨を実施した。

- ア 胃がん・肺がん・大腸がん検診：40歳～60歳の市民（胃がん検診は50歳～）
- イ 子宮がん検診：20歳～38歳の偶数年齢の女性
- ウ 子宮がん・乳がん検診：40歳～60歳の偶数年齢の女性
- エ 30歳代健康診査：30歳～39歳の市民（30歳・35歳の2年齢から拡充）

令和3年(2021年)12月からは、国立がん研究センターが作成した受診勧奨資材と成人歯科健康診査等の吹田市の健(検)診の情報を記載した資材を、以下の対象者に郵送した。

- ア 20、22、24、40、50歳の女性
- イ 40、50歳の男性
- ウ 上記以外で、過去5年間にがん検診を一度でも受診したことがある26～70歳の女性と、42～70歳の男性で、偶数年齢になる人

また、30歳代健康診査と成人歯科健康診査の勧奨ハガキを30歳の市民に送付した。

2 健康教育

生活習慣病予防や女性の健康づくり等について、講演、グループワーク、個別指導などの方法で健康教育を実施し、心身の健康についての自覚を高め、健康の保持増進を図る。

1 集団健康教室

(1) 市民健康教室

ア 対 象

75歳未満の市民

イ 内 容

令和3年度は、「姿勢改善（オンライン講座）」と「高血圧の予防」についての講演会を実施した。

ウ 実 績

(単位：回・人)

年度 区分	平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
実 施 回 数	2	2	2	0	2
参 加 人 数	92	121	86	-	33

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症流行のため実施せず

(2) ロコモティブシンドローム予防教室

ア 目 的

ロコモティブシンドロームについて知り、その予防のための日常生活習慣の改善について指導・助言を行う。

イ 対 象

75歳未満の市民

ウ 内 容

ロコモティブシンドロームの病態及び予防のための適切な食事についての講義及び運動実技を行う。

エ 実 績

(単位：回・人)

年度 区分	平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)
実 施 回 数	2	2	2
参 加 人 数	92	121	86

*令和2年度(2020年度)からは公益財団法人吹田市健康づくり推進事業団が実施している。

(3) 歯と歯ぐきの健康教室

ア 目 的

成人期からの歯と歯ぐきの健康な状態を保つために、かかりやすい歯科疾患やその予防のための適切な口腔衛生管理について学ぶ。

イ 対 象

市民

ウ 内 容

歯科医師による歯周疾患についての講義

エ 実 績

(単位：回・人)

年度 区分	平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
実 施 回 数	1	1	1	1	1
参 加 人 数	79	74	376	272	11

※令和2年度の健康教室は新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言発令中であったため、歯科医師の講義を動画配信した。実績は動画配信期間（令和3年3月1日～5月31日）の視聴回数。

※令和元年度は、国循・吹田市・摂津市合同市民公開講座と併せて開催

2 地区保健活動推進事業

(1) 対 象

市民

(2) 内 容

地区の要望に応じて保健師、栄養士、歯科衛生士が地域や育児教室に出向き、健康教育を実施している。

(3) 実 績

(単位：回・人)

年度 区分	平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
実 施 回 数	74	58	43	7	17
参 加 人 数	1,214	1,250	765	145	152

3 その他の健康教育

(1) 乳がんに関する啓発

ア 実施内容

集団検診（胃がん・肺がん・大腸がん検診）の受診者及び、乳幼児健康診査等に来所された保護者に乳がん検診の受診勧奨や乳房自己触診法等に関する啓発を実施。

平成29年度（2017年度）から、2歳6か月児歯科健康診査やららぽーとEXPOCITYで開催のすいた健康EXPOで、乳がんに関する啓発活動を実施している。

令和2年度（2020年度）、3年度（2021年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、従来実施していた検診やイベント等での啓発活動は控えた。

イ 実 績

(単位：回・人)

年度 区分	平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
実 施 回 数	74	78	72	-	2
参 加 人 数	4,000	3,789	3,423	-	16

(2) 肺がん・COPDに関する啓発

ア 実施内容

世界禁煙デーに合わせて、吹田産業フェアにおいて、たばこの害や肺がん・COPDに関する啓発及び禁煙相談を実施。

令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため吹田産業フェアが中止となった。

令和3年度(2021年度)は、Web開催となったため、禁煙チャレンジの紹介やCOPDの啓発について掲載した。

イ 実績

(単位：回・人)

年度 区分	平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
実施回数	3	2	2	-	1
参加人数	719	299	292	-	-

ウ その他啓発

令和2年度(2020年度)、令和3年度(2021年度)は、市内の公共施設44カ所にたばこの害や禁煙の啓発に課するポスターの掲示及びちらしの配架を行った。また、JTが設置している市内6カ所の喫煙所に、たばこの害や禁煙の啓発に関するポスターを掲示した。

また令和3年度(2021年度)年間を通して、市報やSNS(LINEセグメント・Twitter)による情報発信を行った。

月	内容
4月	世界予防接種週間
5月	高血圧の日・脳卒中週間・禁煙週間(世界禁煙デー)
6月	歯と口の健康週間
7月	肝炎週間(肝炎デー)
9月	健康増進普及月間
10月	がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン 目の愛護デー
11月	いい歯の日・世界糖尿病デー
2月	全国生活習慣病予防月間・フレイルの日
3月	女性の健康週間・耳の日

(3) みんなの健康展

ア 実施内容

令和2年度（2022年度）、令和3年度（2021年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新しい生活様式の中での健康づくりに関する情報をホームページ上で発信する方法で開催され、生活習慣病予防を中心とした健康クイズを実施した。

イ 実績

(単位：回・人)

年度 区分	平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
実施回数	1	2	2	1	1
参加人数	300	236	282	-	-

3 健康相談

主として生活習慣病予防や禁煙、その他健康に関する事項について健康相談を実施し、適切な指導、助言を行い、健康保持増進を図ることを目的とする。

1 健康電話相談

(1) 目 的

妊娠や育児、疾病等に対して不安を持つ人が増加しているが、気軽に相談できる人が身近にいないこと等もあり、家庭にしながら相談できる健康電話相談を設置している。

(2) 対 象

市民

(3) 内 容

保健師等が妊娠、育児、疾病や禁煙等健康上の悩み等に対して電話での相談に応じている。

(4) 実 績

(単位：回・件)

年度 区分	平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
相 談 件 数	2,904	3,147	2,592	3,537	3,367

2 保健栄養相談

(1) 対 象

市民

(2) 内 容

生活習慣病予防や禁煙、食事についての相談に対して、保健師・管理栄養士が必要な指導、助言を実施している。

(3) 場 所

保健センター

(4) 実 績

(単位：回・件)

年度 区分	平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
相 談 件 数	12	45	23	99	98

3 出張健康相談

(1) 対 象

市民

(2) 内 容

集団肺がん検診日において、禁煙相談や禁煙短時間支援を実施している。また、地域での健康講座などに参加した際にも、健康相談を行っている。

(3) 場 所

保健センター、保健センター南千里分館、地区公民館など

(4) 実 績

(単位：回・件)

年度 区分	平成29(2017)	平成30(2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3(2021)
実 施 回 数	112	93	100	7	19
相 談 件 数	1,347	1,589	1,914	138	155
(再 掲) 禁煙相談件数	335	316	377	0	3

4 特定保健指導等

1 特定保健指導

平成 20 年度（2008 年度）から、吹田市国保健康診査（40 歳から 74 歳の吹田市国保加入者を対象）と生活習慣病予防健康診査（40 歳から 74 歳の生活保護受給者）の特定保健指導を保健センターで実施している。

（1）目 的

内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するために、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を継続して行い、糖尿病等の生活習慣病を予防できるよう支援する。

（2）対 象

吹田市国保健康診査等において動機付け支援・積極的支援と判定された人。

（3）内 容

メタボリックシンドロームの予防と解消のための身体活動・食事についての講義又は個別指導と生活習慣改善目標の設定。

（4）方 法

ア 内臓脂肪解消セミナー （1 グループ 8 名以下のグループ支援）（平成 30 年 12 月で終了）

イ メタボリックシンドローム予防相談（個別支援）

受講 3 か月または 6 か月後に目標達成度についてのアンケートを実施

（平成 29 年度特定健診受診者は 6 か月後評価、平成 30 年度特定健診受診者は 3 か月後評価を実施）

また、積極的支援判定者には、3 か月以上の継続支援を実施

ウ 平成 30 年 9 月受診者より、動機付け支援を吹田市医師会、積極的支援を業者委託している。

（5）場 所

保健センター、保健センター南千里分館

（6）実 績

ア 内臓脂肪解消セミナー 及びメタボリックシンドローム予防相談

（単位：人）

年 度	区 分	動機づけ支援	積極的支援	計
平成29 (2017)	内臓脂肪解消セミナー（年間 31 回）	418(4)	51(7)	469(11)
	メタボリックシンドローム予防相談	20(0)	8(1)	28(1)
	計	438(4)	59(8)	497(12)
平成30 (2018)	内臓脂肪解消セミナー（年間 23 回）	228(4)	38(1)	266(5)
	メタボリックシンドローム予防相談	8(0)	9(4)	17(4)
	計	236(4)	47(5)	283(9)

（ ）内は生活習慣病予防健康診査受診者のうち保健指導を受けた人の数の再掲

イ 委託実績

(単位：人)

区 分	平成30(2018)	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
動機付け支援(医師会委託)	693 (14)	1,281 (34)	1,041 (21)	1,139 (26)
積極的支援(業者委託)	21 (2)	58(2)	56(7)	52 (2)

()内は生活習慣病予防健康診査受診者のうち保健指導を受けた人の数の再掲

2 健診受診者を対象とした心不全予防対策 ～“健都”循環器病予防プロジェクト～

吹田市が実施する健康診査を受診し「吹田市健診受診者を対象とした心不全の予後因子に関する長期追跡研究」に同意された方に、心不全リスクスコアとBNP検査で、心不全のリスクを予測する。また、リスクに応じた心不全予防の介入及びその効果検証を行う。

(1) 心不全予防のための介入研究参加者(令和2年11月から開始)

(単位：人)

年度 区分	令和2(2020)	令和3(2021)
研究参加人数	7,103	19,375

(2) 心不全予防集団保健指導

令和2年度(2020年度)は、総合判定が潜在性心機能低下レベル(強化改善)の対象者に集団保健指導(2日間コース)を実施した。

令和3年度(2021年度)は、総合判定が潜在性心機能低下レベル(強化改善)の対象者に個別保健指導を、潜在性心機能低下疑いレベル(基本改善)の対象者に集団保健指導を実施した。

ア 集団保健指導

(単位：人)

年度 区分	令和2(2020)	令和3(2021)
実施回数	1	17
対象人数	129	1,916
参加人数	35	587

イ 個別保健指導

(単位：人)

年度 区分	令和3(2021)
対象人数	883
参加人数	285

5 特定健診フォローアップ事業

1 血圧・血糖高値者受診勧奨事業

(1) 目的

吹田市国保健康診査受診者で特定保健指導対象外の方に、高血圧や糖尿病等の生活習慣病を予防できるよう支援する。

(2) 事業及び対象者

ア 血圧高値者受診勧奨事業

特定保健指導対象外で、収縮期血圧 160mmHg 以上又は拡張期血圧 100mmHg 以上、40 歳～74 歳の被保険者

イ 血糖高値者受診勧奨事業

特定保健指導対象外で、HbA1c6.5%以上、40 歳～74 歳で糖尿病未治療の被保険者

(3) 内容

受診勧奨リーフレット送付後、受診確認を実施。受診者には継続受診を促し、未受診者には受診勧奨を行う。また、必要に応じて保健指導を実施する。

(4) 実績

ア 血圧高値者重症化予防事業

(単位：人)

	平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
対象者	939	872	793	779	887
受診確認者※	778	732	663	626	720

※訪問・面接・電話・文書の返送にて、受診状況の確認ができた者の数

イ 血糖高値者重症化予防事業

(単位：人)

	平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
対象者	836	628	662	639	678
受診確認者※	681	545	559	526	534

※訪問・面接・電話・文書の返送にて、受診状況の確認ができた者の数

2 糖尿病性腎症重症化予防事業

(1) 目的

ア 糖尿病治療中

受療状況を確認し、主治医の指示の下、保健指導を実施し、腎不全・人工透析への移行を予防する。

イ 糖尿病未治療

特定保健指導対象外で、糖尿病の合併症を発症するリスクの高い者に対して、受診勧奨や保健指導を行うことにより、腎不全、人工透析への移行を予防する。

(2) 対象

ア 糖尿病治療中

特定保健指導対象外で、40 歳～74 歳で糖尿病治療中の被保険者のうち、次の(ア)及び(イ)、又は(ア)及び(ウ)に該当し、本人が事業の利用を希望する者（19 医療機関の受診者を対象として実施）

(ア) HbA1c6.5%以上

(イ) 尿蛋白+以上

(ウ) 血清クレアチニン検査による eGFR30～89/分/1.73 m²

イ 糖尿病未治療

特定保健指導対象外で、40 歳～74 歳で糖尿病未治療の被保険者のうち、次の(ア)及び(イ)、又は(ア)及び(ウ)に該当する者

(ア) HbA1c6.5%以上

(イ) 尿蛋白+以上

(ウ) 血清クレアチニン検査による eGFR30～89/分/1.73 m²

(3) 実施方法

ア 糖尿病治療中

訪問・面接・電話等により生活状況の把握を行い、事業について説明。利用希望者には、本人の同意書及び主治医の指示書をもらったうえで、6 か月間の保健指導を実施する。

イ 糖尿病未治療

受診勧奨リーフレット送付後、受診確認を実施。受診者には継続受診を促し、未受診者には受診勧奨を行う。また、必要に応じて保健指導を実施する。

(4) 実績

ア 糖尿病治療中

(単位：人)

	平成30(2018)	令和元(2019)	令和2 (2020)	令和3(2021)
対象者	113	226	183	176
事業参加者	33	37	31	19

イ 糖尿病未治療

(単位：人)

	令和元(2019)	令和2 (2020)	令和3(2021)
対象者	470	609	637
受診確認者※	396	507	516

※訪問・面接・電話・文書の返送にて、受診状況の確認ができた者の数

6 在宅要介護者・児訪問歯科健康診査事業

(平成31年4月から事業名を変更)

1 対 象

在宅要介護者・児で、歯科診療所等に通院することが困難な人

2 内 容

訪問歯科健康診査 歯科医師による口腔内診査を実施し、治療と保健指導の必要性を判断する。

3 実 績

(単位：人)

年度 区分		平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
健診受診者		218	197	204	185	187
健診結果	異常なし	5	5	11	12	6
	要指導	29	24	28	30	25
	要治療	150	149	155	112	142
	要観察	34	19	10	31	14

※令和2年3月から5月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

7 口腔ケアセンター管理運営事業

(単位：人)

年度 区分	口 腔 ケ ア 活 動 推 進 事 業	
	相 談	情報発信
	歯科衛生士が常駐し、受付や歯科に関する相談を行う	情報展示コーナーを設け、口腔ケアに関するDVD・クイズや書籍などで情報発信を行う
平成29(2017)	延べ4,029	延べ6,868
平成30(2018)	延べ5,238	延べ6,202
令和元(2019)	延べ4,715	延べ5,382
令和2(2020)	延べ1,920	延べ435
令和3(2021)	延べ3,146	延べ1,828

※口腔ケアセンター開館日：平成24年(2012年)9月3日

※令和2年3月から6月は新型コロナウイルス感染症拡大予防のため休館。

予 防 接 種

1 予防接種事業(A類)

人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の病状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることからその発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾患。集団予防に重点をおき実施。対象者は努力義務がある。

1 対 象

種 類	対 象 年 齢	標準的な接種期間
ロタウイルスワクチン	ロタリックス（1価） 生後6週0日から生後24週0日まで	初回 生後2か月に至った日から生後14週6日まで
	ロタテック（5価） 生後6週0日から生後32週0日まで	
H i b（ヒブ）ワクチン	生後2か月から60か月（5歳）に至るまでの間にある者	初回 接種開始は生後2か月から7か月に至るまで 追加 初回接種終了後7か月から13か月までの間隔をおく
小児肺炎球菌ワクチン	生後2か月から60か月（5歳）に至るまでの間にある者	初回 接種開始は生後2か月から7か月に至るまで 追加 初回接種終了後60日以上の間隔をおいて生後12か月から15か月に至るまで
B型肝炎ワクチン	生後1歳に至るまでの間にある者	生後2か月から8か月に至るまでの期間
B C Gワクチン	生後3か月から12か月（1歳）に至るまでの間にある者	生後5か月に達した時から9か月に達するまでの期間
4種混合ワクチン (D P T - I P V) 〔ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ〕	生後3か月から90か月（7歳6か月）に至るまでの間にある者	1 期 初回 生後3か月に達した時から12か月に達するまでの期間 追加 初回接種3回目終了後12か月から18か月までの間隔をおく
ジフテリア・破傷風混合(D T)ワクチン	11歳以上13歳未満の者	11歳に達した時から12歳に達するまでの期間
麻しん・風しん混合(MR)ワクチン	1 期 生後12か月から24か月（2歳）に至るまでの間にある者 2 期 5歳以上7歳未満の者で小学校就学前の1年間	
水痘（水ぼうそう）ワクチン	生後12か月(1歳)から36か月（3歳）に至るまでの間にある者	1回目 生後12か月から15か月に達するまでの期間 2回目 1回目の接種終了後6か月から12か月の間隔をおく
日本脳炎ワクチン	1 期 生後6か月から90か月（7歳6か月）に至るまでの間にある者 2 期 9歳以上13歳未満の者 【1期・2期特例措置】 平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者（20歳未満まで）、2期接種は9歳以上の者 【1期特例措置】 平成19年4月2日から平成21年10月1日までに生まれた者で、9歳以上13歳未満まで1期不足分の接種が可能	1 期 初回 3歳に達した時から4歳に達するまでの期間 追加 4歳に達した時から5歳に達するまでの期間 2 期 9歳に達した時から10歳に達するまでの期間
子宮頸がん予防ワクチン(H P Vワクチン)	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間

- 2 時 期 通年実施
- 3 方 法 個別接種
- 4 実施場所 市内予防接種協力医療機関

5 実 績

(単位：人・%)

種類 \ 年度		平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
ロタリックス (1価) ワクチン	対 象 者	—	—	—	1,914	3,518
	被 接 種 者	—	—	—	1,978	3,425
	(再掲)他市で接種	—	—	—	85	288
	接 種 率	—	—	—	103.3	97.4
	委 託 料 件 数	—	—	—	1,948	3,683
	(再掲)他市民	—	—	—	112	546
ロタテック (5価) ワクチン	対 象 者	—	—	—	1,692	3,771
	被 接 種 者	—	—	—	1,136	3,651
	(再掲)他市で接種	—	—	—	54	235
	接 種 率	—	—	—	67.1	96.8
	委 託 料 件 数	—	—	—	1,057	3,702
	(再掲)他市民	—	—	—	0	286
H i b (ヒブ) ワクチン	対 象 者	13,313	12,918	12,364	12,305	12,265
	被 接 種 者	13,047 [16]	13,065	11,908	12,926	12,061
	(再掲)他市で接種	855	1,110	846	764	792
	接 種 率	98	101.1	96.3	105.0	98.3
	委 託 料 件 数	12,911	12,802	12,238	13,266	12,965
	(再掲)他市民	735	847	1,176	1,412	1,696
小児肺炎球菌 ワクチン	対 象 者	13,313	12,918	12,364	12,305	12,265
	被 接 種 者	13,036 [16]	13,079	12,082	12,666	12,037
	(再掲)他市で接種	856	1,107	872	739	793
	接 種 率	97.9	101.2	97.7	102.9	98.1
	委 託 料 件 数	12,897	12,821	12,399	13,002	12,929
	(再掲)他市民	733	849	1,189	1,379	1,685
B型肝炎ワクチン	対 象 者	9,867	9,564	9,021	9,123	9,048
	被 接 種 者	9,840 [10]	9,517	8,802	9,398	8,908
	(再掲)他市で接種	664	677	630	553	627
	接 種 率	99.7	99.5	97.6	103.0	98.5
	委 託 料 件 数	9,718	9,478	9,029	9,611	9,566
	(再掲)他市民	552	638	857	1,022	1,285
B C G ワクチン	対 象 者	3,289	3,168	3,007	3,041	3,016
	被 接 種 者	3,256 [2]	3,329	3,114	3,074	2,894
	(再掲)他市で接種	178	219	183	157	133
	接 種 率	99	105.1	103.6	101.1	96.0
	委 託 料 件 数	3,207	3,268	3,160	3,215	3,147
	(再掲)他市民	131	158	229	334	386
4種混合ワクチン (D P T - I P V)	対 象 者	13,313	12,918	12,364	12,305	12,265
	被 接 種 者	13,164 [13]	13,303	12,369	13,027	11,944
	(再掲)他市で接種	856	1,064	896	767	723
	接 種 率	98.9	103.0	100.0	105.9	97.4
	委 託 料 件 数	13,014	13,092	12,623	13,446	12,895
	(再掲)他市民	719	853	1,150	1,408	1,674
3種混合ワクチン (D P T)	対 象 者	—	—	—	—	—
	被 接 種 者	0	1	0	0	0
	接 種 率	—	—	—	—	—
不活化ポリオ ワクチン	対 象 者	—	—	—	—	—
	被 接 種 者	141	46	7	4	0
	(再掲)他市で接種	15	1	1	2	0
	接 種 率	—	—	—	—	—
	委 託 料 件 数	128	48	6	2	0
	(再掲)他市民	2	3	0	0	0
ジフテリア・破傷風 混合 (D T) ワクチン	対 象 者	3,395	3,412	3,360	3,463	3,669
	被 接 種 者	2,646	2,749	2,650	3,101	2,833
	(再掲)他市で接種	83	118	109	115	93
	接 種 率	77.9	80.6	78.9	89.5	77.2
	委 託 料 件 数	2,602	2,694	2,597	3,062	2,826
	(再掲)他市民	39	63	56	78	86

(単位：人・%)

種類 \ 年度		平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
麻しん・風しん混合 (MR) ワクチン 1期	対 象 者	3,446	3,354	3,343	3,182	3,217
	被 接 種 者	3,441 [2]	3,382	3,192	3,277	3,137
	(再掲)他市で接種	209	240	184	191	154
	接 種 率	99.9	100.8	95.5	103.0	97.5
	委 託 料 件 数	3,402	3,360	3,280	3,358	3,377
	(再掲)他市民	172	218	272	281	394
麻しん・風しん混合 (MR) ワクチン 2期	対 象 者	3,624	3,533	3,585	3,719	3,768
	被 接 種 者	3,446	3,482	3,407	3,601	3,571
	(再掲)他市で接種	232	193	197	230	193
	接 種 率	95.1	98.6	95.0	96.8	94.8
	委 託 料 件 数	3,346	3,450	3,364	3,566	3,670
	(再掲)他市民	132	161	154	199	292
水痘(水ぼうそう) ワクチン	対 象 者	7,127	6,767	6,735	6,587	6,428
	被 接 種 者	6,489 [3]	6,483	6,353	6,542	6,025
	(再掲)他市で接種	382	490	409	399	329
	接 種 率	91	95.8	94.3	99.3	93.7
	委 託 料 件 数	6,436	6,381	6,444	6,833	6,444
	(再掲)他市民	332	388	500	709	748
日本脳炎ワクチン 1期	対 象 者	14,410	14,564	13,977	13,716	10,503
	被 接 種 者	10,948 [4]	12,589	11,550	11,677	7,163
	(再掲)他市で接種	599	786	654	674	525
	接 種 率	76.0	86.4	82.6	85.1	68.2
	委 託 料 件 数	10,914	12,396	11,533	12,025	7,554
	(再掲)他市民	569	593	637	1,048	916
日本脳炎ワクチン 2期	対 象 者	7,850	5,192	3,630	3,461	3,741
	被 接 種 者	2,168 [1]	2,714	2,949	3,275	1,201
	(再掲)他市で接種	105	125	134	169	91
	接 種 率	27.6	52.3	81.2	94.6	32.1
	委 託 料 件 数	2,146	2,666	2,908	3,244	1,163
	(再掲)他市民	84	77	93	139	53
子宮頸がん予防 ワクチン (HPVワクチン)	対 象 者	5,066	5,059	5,087	5,020	5,211
	被 接 種 者	22	41	107	731	2,595
	(再掲)他市で接種	3	12	21	25	58
	接 種 率	0.4	0.8	2.1	14.6	49.8
	委 託 料 件 数	21	29	93	725	2578
	(再掲)他市民	2	0	7	23	41

*平成29年度の[]内は自己負担額助成の件数を再掲。

平成29年度より定期A類予防接種の覚書を締結している北摂市町において精算払いを開始し、他市で接種及び他市民を把握できるようになり、平成29年度より表の記載方法を変更した。

*令和元年度からは日本脳炎ワクチン2期の対象者数を小学4年生への予診票送付数とする。

*令和2年度のロタウイルス感染症ワクチンは、令和2年8月1日以後に生まれた者が対象となる。

*令和2年度までは子宮頸がん予防ワクチン(HPVワクチン)の対象者数を中学1～3年生女子の総数としていたが、令和3年度より他の予防接種対象者の算出方法に合わせ、標準的な接種年齢(中学1年生女子)の人数に接種回数を掛け合わせた数へ変更した。

2 予防接種事業(B類)

個人の発病またはその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾患。個人予防に重点をおき実施。努力義務はない。

1 対 象

種 類	対 象 年 齢 等
高齢者インフルエンザワクチン	①65歳以上で接種を希望する者 ②60歳以上65歳未満で心臓・じん臓・呼吸器の機能又は、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある者（身体障がい者手帳1級を有する人）のうちで接種を希望する者
高齢者肺炎球菌ワクチン（※）	23価肺炎球菌ワクチンを既に受けた者は対象から除く ①65・70・75・80・85・90・95・100歳になる者で接種を希望する者 ②60歳以上65歳未満で心臓・じん臓・呼吸器の機能又は、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある者（身体障がい者手帳1級を有する者）のうちで接種を希望する者

（※） 高齢者肺炎球菌ワクチン対象者の特例措置

表中①は、平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）限り、また、101歳以上になる人を平成26年度（2014年度）限りの経過措置として実施したが、平成31年3月20日に予防接種法施行令の一部を改正する政令が 施行され、令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）までの間の時限措置として、引き続き、表中①、また、101歳以上になる者を令和元年度に限り対象として実施。

2 時 期 高齢者インフルエンザワクチン…10月1日～1月31日（例年12月31日まで）
高齢者肺炎球菌ワクチン … 4月1日～3月31日（通年実施）

3 方 法 個別接種

4 実施場所 市内予防接種協力医療機関

5 費 用 高齢者インフルエンザワクチン…1,500円
高齢者肺炎球菌ワクチン …2,000円
※ただし、生活保護世帯又は市民税非課税世帯、中国残留邦人等支援給付受給世帯の方は無料。
※令和2年度については、大阪府の補助事業により、高齢者インフルエンザの予防接種費用は無償。
詳細については「4 予防接種の経過」を参照。

6 実 績 (単位：人・%)

年度		平成29(2017)	平成30(2018)	令和元(2019)	令和2(2020)	令和3(2021)
高齢者インフルエンザ ワクチン	対 象 者	86,343	88,359	89,136	89,694	90,049
	被 接 種 者	39,125	40,032	43,181	64,204	52,574
	(再掲)他市で接種	3,760	4,206	4,375	5,972	5,484
	接 種 率	45.3	45.3	48.4	71.6	58.4
	委 託 料 件 数	37,649	38,756	39,838	59,423	48,193
	(再掲)他市民	2,284	2,930	2,985	3,853	3,251
高齢者肺炎球菌 ワクチン	対 象 者	20,494	19,974	11,670 (3,700)	11,852 (3,480)	12,221 (3,421)
	被 接 種 者	9,383	8,399	3,348 (2,048)	3,985 (2,189)	3,469 (1,851)
	(再掲)他市で接種	388	350	137	157	172
	接 種 率	45.8	42.0	28.7 (55.0)	33.6 (62.9)	28.4 (54.1)
	委 託 料 件 数	9,233	8,276	3,216	3,780	3,245
	(再掲)他市民	238	227	81	33	35

※令和元年度以降の（ ）内は65歳の数

※平成28年度より高齢者インフルエンザ予防接種、平成29年度より高齢者肺炎球菌予防接種の覚書を締結している北摂市町において、精算払いを開始し、他市で受けた吹田市民の数及び吹田市で受けた他市民の数を把握できるようになり、平成29年度より、表の記載方法を変更した。

3 予防接種事業（臨時：新型コロナウイルスワクチン）

予防接種法附則第7条第2項の規定により法第6条第1項の臨時接種とみなして実施。
対象者については原則として努力義務があるが、初回接種に関しては12歳未満の者について、第2期追加接種に関しては60歳未満の者について、努力義務はない。

- 1 対 象 5歳以上の者
- 2 ワクチン種類別対象者及び接種間隔等

令和4年5月25日現在

種 類	対 象 年 齢 等		接 種 間 隔 等
小児用（ファイザー社）	5歳以上12歳未満の者		3週間おいて2回接種
ファイザー社	初回（1・2回）	12歳以上の者	3週間おいて2回接種
	第1期追加（3回目）		2回目接種完了から5か月経過後
	第2期追加（4回目）	18歳以上の者※	3回目接種完了から5か月経過後
武田／モデルナ社	初回（1・2回）	12歳以上の者	4週間おいて2回接種
	第1期追加（3回目）	18歳以上の者	2回目接種完了から5か月経過後
	第2期追加（4回目）	18歳以上の者※	3回目接種完了から5か月経過後
アストラゼネカ社	初回（1・2回）	原則40歳以上（18歳以上も可）	4～12週間おいて2回接種
武田社（ノババックス）	初回（1・2回）	18歳以上の者	20日の間隔をおいて2回接種
	第1期追加（3回目）		2回目接種完了から6か月経過後

※18歳～60歳未満は基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認めた者に限る。

- 3 接種期間 令和3年2月17日～令和4年9月30日
第1期追加… 令和3年12月1日～
第2期追加… 令和4年5月25日～
小児… 令和4年2月21日～
- 4 方 法 個別接種及び集団接種
- 5 実施場所 個別…市内予防接種協力医療機関
集団…市内公共施設等8か所（実施時期等は施設によって異なる）
- 6 費 用 無料
- 7 実 績（VRS実績による）

（単位：人・％）

年度		令和2（2020）～ 令和3（2021）
種類		
小児 （5歳～11歳）	対象者	25,589
	1回目接種者	1,176
	接種率	4.6
	2回目接種者	1
	接種率	0.0
12歳以上	対象者	334,660
	1回目接種者	293,732
	接種率	87.8
	2回目接種者	292,450
	接種率	87.4
	3回目接種者	147,974
	接種率	44.2

※対象者数は令和3年3月末日時点人口

4 予防接種の経過

平成29年度(2017年度)

- B型肝炎予防接種助成事業

平成28年4月1日生まれから同年7月31日生まれで、定期接種期間内に3回の接種が終了せず、平成29年4月1日から同年7月31日の間に任意接種で予防接種を受けた場合の接種費用の一部を助成する。

- 高齢者インフルエンザ予防接種の自己負担額を1,000円から1,500円に変更する。
- 定期A類予防接種、高齢者肺炎球菌予防接種の覚書を締結している北摂市町において、精算払いを開始する。

平成30年度(2018年度)

- 造血細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種費用補助事業を大阪府の補助金交付要綱に基づき開始する。
- 定期予防接種を他市で受けた場合にかかった費用について、これまでは対象を高度医療を受けている人やDVにて避難している人に限定して自己負担額の一部助成をしていたが、定期予防接種の依頼書を発行した全ての人に接種費用自己負担額の一部を助成する。

令和元年度(2019年度)

- 高齢者肺炎球菌予防接種は、令和元年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)までの間の時限措置として、65・70・75・80・85・90・95・100歳になる人、また、101歳以上になる人を令和元年度に限り対象として実施する。
- 風しんに関する追加的対策として、令和元年度(2019年度)から令和3年度(2021年度)末の3年間にかけて集中的に取り組む。昭和37年(1962年)4月2日から昭和54年(1979年)4月1日までに生まれた男性を対象に、抗体検査・予防接種を全国でクーポン券により無料で実施する。

令和2年度(2020年度)

- 10月1日付け予防接種法施行令の一部改正により、ロタウイルス感染症の予防接種が定期接種(A類)に追加。令和2年8月1日以後の生まれで、出生6週0日後から24週0日後までを対象とする。
- 大阪府新型コロナウイルス感染症拡大期におけるインフルエンザワクチン定期接種緊急促進事業により、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの併発による重症化や医療体制のひっ迫を防止するため、予防接種法第28条に基づき市が定める実費徴収を無償化し、定期接種率の向上を図る。

令和3年度(2021年度)

- 子宮頸がん予防ワクチン(HPVワクチン)対象者の中学1年生から高校1年生相当の女子に情報提供としてリーフレットを送付する。(令和3年4月)
- 予防接種実施要領の改正(令和3年11月26日付)により、HPVワクチンの積極的勧奨が再開される3月末に令和4年度の中学1年生から高校1年生相当の女子にリーフレット、予診票等を送付し個別勧奨を行う。
- 高齢者インフルエンザワクチン接種については新型コロナワクチン接種が開始されていることにより、従来の実費徴収に戻す。

5 風しんに関する追加的対策(風しん第5期定期予防接種)

1 目 的

風しんの発生状況等を踏まえ、風しんの感染拡大防止のための追加的対策として、これまでに公的接種機会がなく、抗体保有率の低い世代の男性を対象に、風しん抗体検査及び予防接種を実施する。

2 対 象

昭和37年（1962年）4月2日から昭和54年（1979年）4月1日までの間に生まれた男性

3 実施方法

市は、医療関係機関、事業者団体等と連携して、できる限り対象者の利便性の向上を図る。特定健康診査、事業所の定期健康診査等を利用して抗体検査を実施。抗体検査及び予防接種を全国において無料で受けられるように、対象者にクーポン券を送付。

4 実施期間

令和元年度（2019年度）～令和3年度（2021年度）

5 実 績

クーポン券送付

令和元年度：昭和47年（1972年）4月2日から昭和54年（1979年）4月1日生まれの男性に送付

令和2年度：昭和37年（1962年）4月2日から昭和47年（1972年）4月1日生まれの男性に送付

年 度	令和元（2019）	令和2（2020）	令和3（2021）
クーポン送付数	20,169	27,347	41,005
抗体検査	2,991	4,652	2,085
抗体検査受検率	14.8%	17.0%	5.1%
予防接種数	697	840	460

6 備 考

令和3年3月に、クーポン券送付対象者で下記に該当する方に対し、ハガキにて抗体検査・予防接種の再勧奨を実施した。

①抗体検査未実施

②抗体検査の結果、抗体価が十分でないと判断された方で、予防接種未実施

令和4年2月16日付の国からの通知で、実施期間が令和4年（2022年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで延長される。

6 風しんワクチン等接種事業費補助事業

- 1 目 的
- 風しん予防接種に係る費用の一部を公費助成することにより予防接種の促進に繋げ、出生児の先天性風しん症候群の発症防止を図る。大阪府の補助を受け実施。
- 2 対 象
- 妊娠を希望する女性及びその配偶者、妊娠している女性の配偶者のうち、風しん抗体検査の結果、十分な抗体価がなく予防接種が必要な人。
令和2年度(2020年度)の中核市移行により、それまで大阪府が実施主体であった抗体検査についての事務が移譲された。(風しん抗体検査は大阪府と覚書を締結して実施)
- 3 助成額
- 麻しん風しん混合ワクチン接種…7,000円を上限に助成
風しん単独ワクチン接種…4,500円を上限に助成
抗体検査については、全額公費負担(本人負担はなし)
- 4 方 法
- 償還払い
- 5 実 績

(単位：人)

年 度	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
抗体検査	—	—	—	917	904
助成人数	229	702	743	557	452

- 6 備 考
- 平成25年度(2013年度)は緊急風しん予防対策事業(単年度事業)として、19歳以上の市民のうち、妊娠を希望する女性及び妊娠している女性の配偶者を対象に実施。平成26年度から平成30年度の5年間、府の補助事業として実施。その後、平成30年度の風しんの流行を受け、大阪府の補助事業として延長される。

7 造血細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種費用補助事業

1 目 的

定期予防接種で得た免疫が造血細胞移植によって失われた場合の再接種費用を助成することで、疾病の発病及び感染症のまん延を防止するとともに、被接種者（保護者）の負担軽減を図る。大阪府の補助を受け実施。

2 対 象

(1)～(4)のすべてにあてはまる方

(1)造血細胞移植によって移植前に接種した定期の予防接種ワクチンの免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める人

(2)予防接種を受ける日において吹田市に住民登録がある20歳未満の方

(3)平成30年（2018年）4月1日以降の再接種であること

(4)接種済みの定期接種の接種回数及び接種間隔が予防接種実施規則の規定によるものであること

3 内 容

移植前に接種した定期予防接種ワクチンの再接種に要した費用を助成する。

※助成金額には上限あり

4 実 績

(単位：人・件)

年 度	平成30（2018）	令和元（2019）	令和2（2020）	令和3（2021）
助成実人数	1	1	4	3
助成延べ件数	5	2	5	6

■吹田市予防接種健康被害調査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和32年吹田市条例第302号）第3条の規定に基づき、吹田市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定により市長が実施した予防接種に起因する健康被害について調査審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 医師 4人以内

(2) 学識経験者 2人以内

(3) 関係行政機関の職員 2人以内

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康医療部保健センターにおいて処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて委員長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

吹田市予防接種健康被害調査委員会委員名簿

(令和3年(2021年)11月1日現在)

氏 名	団 体 及 び 役 職 名	規定上の区分
川 西 克 幸	吹田市医師会 監 事 (川西医院)	医師
立 花 賢 治	吹田市医師会 理 事 (こどもクリニック立花)	〃
下 野 卓 爾	吹田市医師会 理 事 (しものクリニック)	〃
松 崎 香 士	吹田市医師会 (市立吹田市民病院)	〃
大 藁 恵 一	大阪大学大学院医学系研究科教授	学識経験者
村 田 卓 士	大阪府の編成する予防接種専門医師 (むらた小児科)	〃
柴 田 敏 之	吹田市保健所長	関係行政機関の職員
梅 森 徳 晃	吹田市健康医療部長	〃

(順不同・敬称略)

任期：令和3年(2021年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
(規則第3条第4項の場合を除く。)

健康づくり事業

1 すいた健康サポーター事業（平成27年度より実施）

1 目的

市民一人ひとりの主体的で積極的な健康づくりの推進とあわせて、行政と地域団体などの地域社会全体で健康を支援することが求められる。健康づくりの知識や手法を学び、自らの健康づくりに努めるとともに、家族や友人等への啓発をはじめ、地域活動等における予防啓発活動を推進する「すいた健康サポーター」を養成することで、市民との協働による地域に根差した健康づくりを推進し、健康づくりの輪を広げる。

2 すいた健康サポーター講座の開催

（1）対象

健康づくりに関心のある市民

（2）内容

ア すいた健康サポーター養成講座

・「かっこいい姿勢を目指して！体幹を鍛えましょう」

講師：natyurally 代表 健康運動指導士 南方和美氏

イ すいた健康サポーターフォローアップ講座（1回）

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施

ウ すいた健康の輪サポーター登録制度（平成30年度開始）

より積極的な活動を希望するサポーターを対象に、すいた健康の輪サポーターの登録制度を創設。保健センターが開催する健康教室や、イベント等で予防啓発等の活動を実施。

（3）実績

	参加人数	備考
ア すいた健康サポーター養成講座	49人	2回実施
イ すいた健康サポーターフォローアップ講座・交流会	-	中止
ウ すいた健康の輪サポーター登録制度	61人	令和4年3月末時点

平成27年度～令和3年度すいた健康サポーター養成講座修了証交付者 279名

3 キッズ健康サポーター教室

(1) 事業開始

平成28年度(2016年度)

(2) 目 的

自分の体や健康に関心を持ち、成長発達や健康の基礎となる生活習慣の重要性を理解するとともに、保護者や周りの人の健康についても関心を持ち、学んだことを保護者や周りの人に伝えてもらうことを目的とする。周りの大人への波及効果も期待できることから、市民の主体的・積極的な健康づくりを推進し、健康づくりの輪を広げる。

(3) 内 容

ア 対 象

小学4年生（市内の小学校）

イ 方 法

参観日や学校開放等の機会を活用し、授業を実施

(4) 令和3年度実施結果

令和4年1月27日 千里たけみ小学校 2クラス62人

2 たばこ対策推進事業（平成29年度より実施）

本市が目指す健康・医療のまちづくりの推進に向けて、その基盤となるがん、COPD（慢性閉塞性肺疾患）等の生活習慣病の予防を推進する観点から、その危険因子となるたばこ対策について、これまでの取組に加え、個人の禁煙のための取組の支援や受動喫煙防止対策など総合的なたばこ対策を実施することにより、本市におけるスモークフリー（たばこの煙のない社会）環境の推進を図る。

1 禁煙治療に係る医療費の自己負担額助成制度（平成29年5月1日～）

（1）制度の趣旨

禁煙治療に要した治療費の一部を助成することで、喫煙者の禁煙への関心を促し、禁煙の取組を支援する。また、助成を希望する者に対し、必要に応じて禁煙治療開始後に禁煙相談等のフォローを行うことにより、当該取組及び禁煙継続を支援する。

（2）助成対象要件

吹田市に住民登録があつて、以下のいずれにも該当する人

ア 禁煙治療を実施している医療機関において保険診療により禁煙治療を受け、所定の治療過程（※1）を終了していること

イ 過去に本助成金の交付を受けたことがないこと（助成を受けられるのは1人1回まで）

※1…約12週間の治療期間で5回の診察

（3）助成対象経費及び助成額

保険診療により禁煙治療（外来・薬局）に要した費用のうち自己負担額（10/10 上限1万円）※2

※2…保険外診療分や自費購入による補助薬は対象外

（参考）

保険診療による禁煙治療に係る医療費の自己負担額は

13,000～20,000円程度（3割負担の者の場合）

（4）予算額及び対象者数

80万円（1万円×80人）

（5）令和3年度（2021年度）実績

・禁煙治療開始前の届出者 66名

・助成金交付者数及び助成金交付総額 34名 329,060円

3 健康情報拠点推進事業（平成29年度より実施）

健康管理拠点拡大モデル事業（すいたマチなか保健室）（平成28年度で廃止）をリニューアルし、民間施設及び市の公共施設等を、健康づくりに関する啓発等を行う情報発信拠点とする。

1 内容

- （1）保健事業及び健康づくりに関する情報提供等を行うコーナーを設置
- （2）民間施設等で、保健事業及び健康づくりに関する啓発イベントの実施 等

2 事業実績

（1）情報提供コーナーの設置

ア イオン吹田店、南千里店、北千里店 3店舗

- ・「減塩」をテーマにしたポスターや商品棚ポップを作成し、健康情報の提供を行った。

イ イオン吹田店、北千里店

KOHYO江坂店、山田店

MaxValu千里山店

PEACOCKSTORE津雲台店 計6店舗

- ・「野菜」をテーマにしたポスターや商品棚ポップを作成し、健康情報の提供を行った。

（2）啓発イベントの実施

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施

（3）健都ライブラリーの健康応援コーナー

ア 令和3年10月 がん検診受診率50%達成集中キャンペーン、ピンクリボン月間
がん検診受診勧奨チラシ配架、乳がんに関するパネル展示

イ 令和3年11月 いい歯の日

歯科・口腔に関する啓発、企業のイベントに協力

ウ 令和4年3月 女性の健康週間

骨・子宮・乳・フレイルに関するチラシ配架

【参考】 吹田市「健康・医療のまちづくり」基本方針

1 基本的な考え方

国立循環器病研究センターの吹田操車場跡地への移転等を見据え、医療費の多くを占め、重度の要介護状態に直結しやすい循環器病について、予防医療や健康づくりの推進、市民参加型の取組のモデルの創成など、様々な取組を推進する。

2 具体的な取組例

- (1) 国立循環器病研究センターが行う予防医療の取組に対して支援を行うとともに、同センターとのコラボレーションによる効果的な健康施策の検討。
- (2) 民間活力を活かしたコミュニティビジネスという形も含め、地域の方々が「予防」と、「生きがいづくり」や「就労」を兼ねて主体的に参加するモチベーションがわくような施策の検討。
- (3) 吹田操車場跡地に開発される駅前複合施設に入る商業テナント等と連携したこの地域ならではの健康関連施策の検討。

3 取組の推進により目指すもの

- (1) 予防医療や健康づくりの推進により、市民の健康寿命(日常生活に制限のない期間)の延伸を図る。
- (2) 健康寿命が延伸した高齢者等の生きがいづくりや、その力を活用した地域活性化を進める。

これらにより、健康・医療のまちづくりの「吹田モデル」を先進例として示し、世界をリードする健康都市を目指す。

4 策定日

平成26年(2014年)5月19日

■吹田市立保健センター条例

制 定 昭62. 2. 25 条例第6号
最近改正 平23. 12. 27 条例第41号

(設置)

第1条 市民の健康の維持増進を図ることを目的として、保健センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 吹田市立保健センター 吹田市出口町19番2号
- (2) 吹田市立保健センター南千里分館 吹田市津雲台1丁目20番11、20番40、20番41及び20番58の区域の一部

(事業)

第3条 吹田市立保健センター及び吹田市立保健センター南千里分館（以下「保健センター」という。）は、その設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 保健指導に関すること。
- (2) 健康診査に関すること。
- (3) 予防接種に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事業

(使用の許可等)

第4条 市長は、公共団体、市内の公共的団体その他市長が適当と認める者に、保健センターの施設を使用させることができる。

2 保健センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 第1条に規定する設置目的に反するとき。
- (2) 営利を目的とする事業を実施すると認められるとき。
- (3) 管理上やむを得ない事情があるとき。
- (4) その他市長が不適当と認めるとき。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第7条 保健センターの施設の使用料は、無料とする。

(特別の設備の設置等)

第8条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(免責)

第9条 この条例に基づく処分によつて使用者に生じた損害については、市長は一切その責めに任じない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。
(吹田市立市民保健センター条例の廃止)
- 2 吹田市立市民保健センター条例（昭和54年吹田市条例第14号）は、廃止する。

附 則（平成18年 3 月31日条例第13号）

（施行期日）

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年12月27日条例第41号）

（施行期日）

この条例は、平成24年 9 月 3 日から施行する。

■吹田市立保健センター条例施行規則

制 定 昭 62. 3. 27 規則 10

最近改正 平 28. 3. 31 規則 24

（趣旨）

第 1 条 この規則は、吹田市立保健センター条例（昭和 6 2 年吹田市条例第 6 号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第 2 条 吹田市立保健センター及び吹田市立保健センター南千里分館（以下「保健センター」という。）の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時 3 0 分までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。

（休館日等）

第 3 条 保健センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日
- (3) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（使用）

第 4 条 保健センターにおいて使用することができる施設は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その他の施設も使用させることができる。

- (1) 吹田市立保健センター 研修室
- (2) 吹田市立保健センター南千里分館 共用会議室

（使用の申請）

第 5 条 保健センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあつては、代表者の氏名（以下「申請者の氏名等」という。）
 - (2) 使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的及び使用人数（以下「使用日時等」という。）
- 2 前項の規定による申請は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の前 1 月に当たる日の属する月の初日から使用日の前日までに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用許可書の交付及び提示）

第 6 条 市長は、使用許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、管理上必要があると認めるときは必要な条件を付し、使用許可書を交付する。

2 使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、保健センターの施設を使用する際にその使用許可書を提示しなければならない。

（特別の設備の設置等）

第 7 条 保健センターの施設の使用に際し、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとする者は、その内容を記載した仕様書を使用許可申請書に添付して、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定に係る費用は、全て申請者の負担とする。

3 市長は、第1項の許可を与えるに当たっては、必要な条件を付することができる。

(使用内容の変更)

第8条 使用者は、使用日時等の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した使用内容変更許可申請書に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 申請者の氏名等

(2) 許可を受けた使用日時等並びに変更しようとする事項及びその理由

2 市長は、使用内容変更許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、許可すべきものと認めるときは必要な条件を付し、使用内容変更許可書を交付する。

(使用の取消し)

第9条 使用者は、保健センターの施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した使用取消届に使用許可書又は使用内容変更許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名等

(2) 許可を受けた使用日時等

(3) 取消しの理由

(使用者の守るべき事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外の場所において火気を使用しないこと。

(2) 許可なく物品の販売等を行わないこと。

(3) 他人に迷惑となる行為をしないこと。

(4) その他職員の指示に従うこと。

(入室の要求)

第11条 職員が保健センターの管理上必要がある場合において入室を要求したときは、使用者は、これを拒むことができない。

(使用後の点検)

第12条 使用者は、その使用を終えたときは、直ちに施設又は附属設備等を原状に復し、職員にその旨を申し出て点検を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第13条 使用者は、施設又は附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出てその指示を受けなければならない。

(申請書等の様式)

第14条 この規則に規定する申請書等の様式は、健康医療部長が定める。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、保健センターの管理運営に関し必要な事項は、健康医療部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

(吹田市立市民保健センター条例施行規則の廃止)

2 吹田市立市民保健センター条例施行規則(昭和45年吹田市規則第31号)は、廃止する。

附 則(平成元年1月20日規則第4号~平成21年3月30日規則第13号)

(省略)

附 則(平成28年3月31日規則第24号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

■吹田市歯と口腔の健康づくり推進条例

制 定 平 26.9.30 条例 36

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔（くう）保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号。以下「法」という。）に基づき、本市が行う市民の歯及び口腔の健康の保持（以下「歯と口腔の健康づくり」という。）の推進に関し、基本理念を定め、市、歯科医療等業務従事者、関連業務従事者及び事業者の責務並びに市民の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりを総合的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として実施しなければならない。

- (1) 市民が生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医療等業務従事者の責務)

第4条 歯科医療等業務（法第4条に規定する歯科医療等業務をいう。以下同じ。）に従事する者は、歯と口腔の健康づくりに資するよう、医師その他の歯科医療等業務に関連する業務に従事する者（次条において「関連業務従事者」という。）との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関連業務従事者の責務)

第5条 関連業務従事者は、それぞれの業務において歯と口腔の健康づくりを推進するとともに、歯科医療等業務に従事する者との連携を図りつつ、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業に従事する者の歯と口腔の健康づくりに関する取組を支援するとともに、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けること（以下「定期的に歯科検診を受けること等」という。）により、歯と口腔の健康づくりに努めるものとする。

(基本的施策)

第8条 市は、歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的な施策を実施するものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発
- (2) 歯と口腔の健康づくりに関する市民の意欲を高めるための運動の促進
- (3) 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨
- (4) 障害者、介護を必要とする高齢者その他の定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難な者に対する支援のために必要な施策
- (5) 乳幼児期におけるむし歯の予防及び食育の支援のために必要な施策
- (6) 学齢期におけるむし歯及び歯周病の予防、口腔の清掃並びに食育の支援のために必要な施策
- (7) 成人期（妊産婦である期間を含む。）における歯周病及び歯の喪失の予防のために必要な施策
- (8) 高齢期における口腔機能の維持及び向上のために必要な施策
- (9) 生活習慣病及び喫煙による歯と口腔の健康づくりへの影響の防止のために必要な施策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な施策

(基本計画の策定)

第9条 市は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画を策定するものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。